

第 四 編

啓発・管理執行

1 明るい選挙推進運動

(1)啓発事業要領

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

1 趣 旨

今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が、明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、特に投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

3 実施主体

- (1) 県及び市町村の選挙管理委員会
- (2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

(1) 県及び市町村が共同して行うもの

- ア ポスターによる啓発
- イ 「選挙のしおり」による啓発
- ウ 懸垂幕・横断幕等による啓発
- エ 啓発用物資の作成・配布
- オ 店舗、商店街等での啓発（街頭啓発、店内放送等）
- カ コンビニエンスストアでの啓発
- キ 立候補者に対する申し入れ
- ク その他

(2) 県が行うもの

- ア インターネットによる啓発
- イ 電光掲示板による啓発
- ウ マスメディアを活用した啓発
- エ 便宜供与の依頼
- オ 委員長談話による啓発
- カ その他

(3) 市町村が行うもの

- ア 広報車による啓発
- イ 広報紙等の利用による啓発
- ウ その他

5 統一標語

「自分へと、必ずつながるその1票。」

(2) 啓発事業計画

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業計画

鳥取県選挙管理委員会
鳥取県明るい選挙推進協議会

NO	事業名	事業の内容	備考
1	ポスターによる啓発	明るい選挙推進や投票日周知を図るため、ポスターを作成し、官公署・金融機関・店舗・大学・高等学校・専門学校・県外学生寮等に掲示依頼をするとともに、ポスター掲示場等に掲示する。	
2	「選挙のしおり」による啓発	「選挙のしおり」を県内全世帯に配布し、投票日の周知にとどまらず、「選挙の大切さ」「投票の意義」等呼びかける啓発を実施する。	
3	懸垂幕、横断幕等による啓発	投票日周知用の懸垂幕及び横断幕を作成し、各市町村、県総合事務所、大型小売店舗に掲出するとともに、自動車張幕を物資輸送車に掲示する。	
4	電光掲示板等による啓発	中電の電光掲示板を利用する。	
5	啓発用物資の作成・配布	投票日等が記入された啓発用物資を作成し、新型コロナウイルス感染予防対策認証店等に設置してもらい配布する。 ○ウエットティッシュ（アルコール） など	
6	街頭啓発 (店舗、イベント等での啓発)	コロナ禍のため、街頭啓発は実施しない。	
7	店内放送等による啓発	県内の大型店等の店内放送、商店街放送及び市町村や事業所の有線放送等を通じて投票日を周知する。	
8	コンビニエンスストアでの啓発	コンビニエンスストアに啓発チラシの配架。(広報課枠を活用) コンビニレジ画面広告の配信及び店内放送により投票日等の周知を図る。	
9	マスメディアを活用した啓発	マスメディアに取り上げられる機会を増やすため、選挙行事を積極的に情報提供する。	
10	インターネットを活用した啓発	県選管ホームページに選挙行事や選挙権年齢の引き下げ等のお知らせを掲示するとともに、Twitter等により啓発する。また、LINE等での画面広告を実施する。	
11	デジタルサイネージ(電子掲示板)を活用した啓発	大型小売店舗のレジ付近に設置された電子掲示板(液晶ディスプレイ)に投票参加を呼びかける広告を掲示する。	
12	バスへの広告掲出	民間のバスにバスマスク等を掲示して、投票日等を周知する。	

13	若年層・新社会人への啓発	県内高等学校及び県内大学と連携し、学内の掲示板等に啓発記事を表示し、投票日、期日前投票及び不在者投票の活用を周知。	
14	立候補者に対する申入れ	立候補者に対して、選挙ルール遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスターの掲示を依頼する。	
15	便宜供与の依頼	鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会及び中小企業団体中央会を通じて、投票当日に勤務する有権者に対して、投票のための遅刻・早退等に便宜を与えるよう協力を依頼する。	
16	委員長談話による啓発	県選挙管理委員会委員長の談話を発表する。	公示日、選挙期日

(3)委員長談話

公示日

本日、第 49 回衆議院議員総選挙の期日の公示及び第 25 回最高裁判所裁判官国民審査の告示が行われ、来たる 10 月 31 日に投開票が行われることになりました。

この度の総選挙は、コロナ禍のもとではありますが、国民として国の将来像とこれからの私たちの暮らしを真剣に考える重要な機会です。

有権者一人ひとりが国の政治に対して積極的に意思表示をして、これからの国政を託する代表を選ぶことが大切です。

有権者の皆様には、選挙公報や政見放送などを活用して、政党や候補者の政策・政見を十分に考察され、自分の投じる一票が国政に反映されていくことを改めて御認識され、責任ある投票行動をしていただきたいと思います。

近年、全世代にわたって投票率が低落傾向にあり、特に若年者の投票率は常に低く、極めて憂慮すべき状況にあります。改めて主権者として託された貴重な一票を有効に生かしていただきたいと思います。

最後に、政党、候補者及び運動関係者におかれては、政策・政見を有権者に対して十分に訴えられるとともに、選挙のルールを遵守し、明るくきれいな選挙の実現に努められるよう強く要望します。

令和 3 年 10 月 19 日

鳥取県選挙管理委員会
委員長 おおぐち ひさし 大口 久志

投票日

第 49 回衆議院議員総選挙及び第 25 回最高裁判所裁判官国民審査は、いよいよ投票日を迎えることとなりました。

選挙は民主主義の基盤をなすものであり、民意を政治に反映させる大切な機会です。

有権者の皆様には、政党や候補者の政策・政見を十分に検討されて、主権者として自らの自由な意思に基づいて、悔いのない一票を投じられるよう希望いたします。また、特に若い有権者の皆様には、社会の一員として積極的に自らの声を政治に届ける姿勢を示されることを期待します。

最後に、各市町村選挙管理委員会におかれましては、投票・開票等の管理執行及び新型コロナウイルス感染

症対策について万全を期していただき、この度の選挙事務が公正かつ安全に執行されるようお願いいたします。

令和3年10月31日

鳥取県選挙管理委員会
委員長 おおぐち ひさし 大 口 久 志

2 管理執行通知等

(1) 便宜供与について(通知)

第202100095388号
令和3年7月20日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における便宜供与について(通知)

このことについて、別添写しのとおり関係機関へ依頼しましたので、お知らせします。

(別添写し)

第202100095388号
令和3年7月20日

各 市 町 村 長
各市町村教育委員会教育長
中国財務局鳥取財務事務所長
近畿中国森林管理局鳥取森林管理署長
中国地方整備局鳥取河川国道事務所長
中国地方整備局倉吉河川国道事務所長
西日本旅客鉄道株式会社米子支社長
智頭急行株式会社代表取締役社長
若桜鉄道株式会社代表取締役社長
西日本電信電話株式会社鳥取支店長
中国電力株式会社鳥取支社長
日本郵便株式会社鳥取中央郵便局長

様

鳥取県選挙管理委員会委員長

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における便宜供与について(依頼)

各種選挙の執行に当たりましては、貴管下の施設等の利用について、格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、任期満了又は解散による第49回衆議院議員総選挙(以下「総選挙」という。)及び第25回最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)の執行が近く予定されているところです。

ついては、この選挙の執行に当たりまして、下記事項について、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)及び候補者等から貴管下の施設等の利用について依頼があった場合には、業務、授業等の諸行事に支障のない限り、格別の御協力と御配慮をお願いします。

なお、貴管下の関係各機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者等を含む。)に対しても、この旨御指導をいただきますよう併せてお願いします。

記

1 投票所及び開票所

投票所及び開票所は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第39条及び第63条の規定により、市役所、町村役場又は市町村委員会が指定した場所に設けることとされていますが、従来、市町村委員会では、有権者の便宜のために貴管下の施設を利用することが多く、今回の選挙においても、これらの施設を利用して投票所及び開票所とする市町村が多いものと思われます。

ついては、市町村委員会から貴管下の施設を投票所及び開票所として使用したい旨の依頼があった場合は、投票日当日における各種行事の開催等について調整していただく等の御配慮をいただき、投票及び開票事務に支障を来すことがないようにお願いします。

2 ポスター掲示場

市町村委員会は、総選挙の候補者の人物などを有権者に周知させるため、法第144条の2の規定により、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置しなければならないこととされておりますが、その設置場所の確保については、従来から苦慮しているところです。

については、市町村委員会から貴管下の施設等にこのポスター掲示場を設置したい旨の依頼があった場合は、法第144条の5（ポスター掲示場の設置についての協力）の趣旨を御理解いただき、設置場所の提供について、格別の御配慮をお願いします。

3 公営施設使用の個人演説会等

総選挙の候補者、候補者届出政党又は名簿届出政党は、それぞれの政見を広く有権者に周知させるため、法第161条の規定により、学校、公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）及び地方公共団体が管理する公会堂並びにこれら以外の施設で市町村委員会が指定した施設（以下「公営施設」という。）を使用して個人演説会、政党演説会又は政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）を開催することができますこととされております。

については、候補者から市町村委員会を通じて、貴管下の公営施設を使用する個人演説会等の開催申出があった場合は、この個人演説会等が開催できるよう御配慮をお願いします。

なお、公営施設を使用して個人演説会等が開催できる期間は、選挙期日の公示日の翌々日から選挙期日の前日までとなります。

また、開催申出は、公示日からできることとなっており、開催しようとする日の2日前までに申し込むこととなっております。

4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

個人演説会等は上記3の公営施設以外の施設を使用して開催することもできますが、法第166条の規定により、上記3の公営施設を除き、国、地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）あるいは病院若しくは診療所等の施設など特定の建物・施設を使用することはできないこととされていますので、御注意ください。

また、これらの建物等のほか、汽車、電車、バス、船舶、停車場等では、選挙運動のための演説及び連呼行為も禁止されていますので、これについても御留意願います。

(2)各種報告等について(通知)

第202100136755号
令和3年10月6日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等について（通知）

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における各種の報告等については、下記によることとしますので、報告等に当たっては遺漏のないようにお願いします。

記

- 1 対象となる報告等は、別に通知するところによるほか、別紙一覧表のとおりであること。
- 2 報告等に当たっては、それぞれの期限を厳守すること。
- 3 報告等により、その方法が異なるので注意すること。

(別紙一覧表)

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等一覧表

報告事項等	報告等期限	報告等の方法	提出部数	報告等様式	備 考
ポスター掲示場減数協議	別途通知 (8月20日)	文 書			別途通知するところによること。
ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面	別途通知 (9月3日)	文 書			

個人演説会等施設指定	別途通知	文 書	別途通知するところによること。		
選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数(速報)	公示日前日	ファクシミリ・行政イントラ	—	様式第1号 様式第1号の2	正午まで ファクシミリ0857-26-8129 行政イントラ 報告後の異動は、15時00分までに電話で一報した後、ファクシミリ又は行政イントラで行うこと。
投票所開閉時刻繰上げ・繰下げの届出	公示日	文 書	1部	様式第2号	恒常承認・届出済のものも含め繰上げ・繰り下げを行うもの全てについて届出すること。(期日前投票所は2ヶ所以上設ける場合のみ)
選挙当日有権者数及び選挙当日在外有権者数(速報)	選挙期日前日	ファクシミリ・行政イントラ	—	様式第3号 様式第3号の2	正午まで
速報投票区投票速報	選挙期日	電 話	それぞれ別途通知するところによること。		
投開票速報	選挙期日	ファクシミリ等			
開票録	選挙期日翌日	持 参			
期日前投票の中間状況	別途通知	行政イントラ			
年齢別投票者数	別途通知	行政イントラ			
18歳19歳の選挙人の数等(全数調査)	別途通知	行政イントラ			
諸事項調査	別途通知	行政イントラ			
確定報告書	別途通知	行政イントラ			

(3) 公営の単価一覧表

第49回衆議院小選挙区選出議員選挙における公営の単価一覧表

種 類		限 度 額	備 考
自 動 車	一般運送 契約業者	1日 64,500円 (期間中 64,500円×12日=774,000円)	・1日1台に限る。 ・一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(自動車、燃料及び運転手込みの契約)による場合
	自動車 借 入 れ	1日 15,800円 (期間中 15,800円×12日=189,600円)	・1日1台に限る。 ・上記一般運送契約以外の自動車借入れ契約の場合
	燃 料	期間中 90,720円 (@7,560円×12日=90,720円)	・選挙運動用自動車(1日1台)に給油するものに限る。

運 転 手	1日 12,500円 (期間中 12,500円×12日 = 150,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日1人に限る。 ・選挙運動用自動車の運転業務に従事した日に限る。
-------	---	---

※選挙運動に使用できる自動車は候補者1人につき1台に限られます。

種 類	限 度 額	備 考
ポ ス タ ー	第1区 単価(1枚あたりの限度額)474円 総額 (@474円×(1,255箇所×2)) =限度額 1,189,740円	① 単価 $\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (1,255 - 500)}{1,255}$ =473円14銭 ≒474円(1円未満の端数は1円とする。) ②限度枚数:2,510枚 @ポスター掲示場数×2 ※選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを別々に作成したときはこれらの合計枚数が限度枚数内である必要があります。
	第2区 単価(1枚あたりの限度額)508円 総額 (@508円×(1,165箇所×2)) =限度額 1,183,640円	① 単価 $\frac{573,030円 + 27円50銭 \times (1,165 - 500)}{1,165}$ =507円57銭 ≒508円(1円未満の端数は1円とする。) ②限度枚数:2,330枚 @ポスター掲示場数×2 ※選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを別々に作成したときはこれらの合計枚数が限度枚数内である必要があります。
種 類	限 度 額	備 考
ビ ラ	50,000枚以下 単価(1枚あたり限度額):7.51円	
	50,000枚を超える場合 単価(1枚あたり限度額) = $\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{作成枚数}}$ ※限度枚数(70,000枚)作成する場合 単価(1枚あたり限度額):6.80円 @総額:6.80円×70,000枚=476,000円	①限度枚数:70,000枚 ②種類:2種類以内 ※単価(70,000枚作成する場合) $\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (70,000\text{枚} - 50,000\text{枚})}{70,000\text{枚}}$ =6円79.9銭 ≒6円80銭(1銭未満の端数は1銭とする。)
通常葉書	単価(1枚あたり限度額):7.71円 @総額:7.71円×35,000枚=269,850円	限度枚数:35,000枚
選挙事務所用 立札・看板の類	単価(1枚あたり限度額):54,914円 @総額:54,914円×3枚=164,742円	限度枚数:3枚

自動車取付用 立札・看板の類	単価(1枚あたり限度額)：51,992円 @総額：51,992円×4枚=207,968円	限度枚数：4枚
個人演説会場用 立札・看板の類	単価(1枚あたり限度額)：39,725円 @総額：39,725円×5枚=198,625円	限度枚数：5枚

(注1) 供託物を没収された場合は、公営の対象となりません。

(注2) 金額は税込の額です。

(注3) 備考欄に示す限度は公営の対象となる数であり、使用できる数と一致しないものもあります。

種 類	限 度 額	備 考
政 見 放 送	録音等公営 限度額 録音の場合 1種類につき： 226,000円 録画の場合 1種類につき： 2,873,000円	鳥取県における政見放送実施局は、 ○テレビ 日本放送協会(NHK) (株)山陰放送(BSS) 日本海テレビジョン放送(株)(NKT) ○ラジオ 日本放送協会(NHK) であり、したがって、 ・録画の種類は、3種類(この場合、複製は3本)、 2種類(この場合、複製は4本)又は1種類(こ この場合、複製は5本)が限度となり、録画の種 類毎に公営限度額が適用されます。 ・録音の種類は、1種類(複製は1本)が限度とな ります。
	複製公営 限度額 録音の場合 複製1本につき： 2,000円 録画の場合 複製1本につき： 34,000円	

(注) 公営の対象となるのは放送された録音又は録画です。(ただし、放送されなかったもののうち、第1区、第2区
ともに無投票となったこと又は天災その他特別の事情により放送が不能となったことによって放送されなかつ
たものは、公営の対象となります。)

(4) 選挙人名簿の整理について(通知)

第202100136924号
令和3年10月6日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公印省略)

第49回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の整理について(通知)

第49回衆議院議員総選挙における選挙時登録の際の選挙人名簿の整理は、別紙のとおりとなりますのでお知らせし
ます。

(別紙)

公 示 日：令和3年10月19日

選挙期日：令和3年10月31日

第49回来議院議員総選挙における選挙人名簿の整理

1 選挙人名簿登録基準日	
(1) 登録基準日	令和3年10月18日(月) (ただし、年齢については、10月31日(日)とする。) ※登録基準日を同じくする町村選挙が執行される場合においても10月31日(日)となる。
(2) 登録日	令和3年10月18日(月) (登録基準日と同日であること。)
(3) 閲覧期間	令和3年10月19日(火) (公示日のみの1日間であること。)
2 選挙時登録	
(1) 年齢要件	平成15年11月1日以前に出生した者で、
(2) 住所要件	↓ 令和3年7月18日以前に転入届をした者を、
(3) 登録	↓ 令和3年10月18日(月)に登録する。
3 選挙時登録(表示登録制度に係るもの)	
(1) 年齢要件	令和3年9月定時登録において選挙人名簿に登録されておらず 平成15年11月1日以前に出生した者で、
(2) 住所要件	↓ 住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、令和3年6月18日以後に転出した者を、
(3) 登録	↓ 令和3年10月18日(月)に公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨を表示して登録する。
4 随時抹消	
(1) 登録基準日まで	令和3年10月18日(月)までに、 令和3年6月17日以前に転出した者を抹消すること。
(2) 選挙期日まで	令和3年10月31日(日)までに、 令和3年6月29日以前に転出した者を抹消すること。
5 令和3年10月31日(日)の選挙人名簿の状態	
平成15年11月1日以前に出生した者で、	
〔 令和3年7月18日以前に転入届をした者は、登録されており、 令和3年7月19日以後に転入届をした者は、登録されていない。 〕	
〔 令和3年6月29日以前に転出した者は、抹消されており、 令和3年6月30日以後に転出した者は、「転出」の表示又は 「公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨」の表示をして 登録されている。 〕	

6 二重登録

次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をした者は、二重登録の可能性がある。したがって、これらの者については、新・旧住所地間において連絡をとり、新住所地で登録された者は、旧住所地では投票できないことを関係者に周知させておくこと。

※○印は選挙人名簿に登録されている状態を示す。

異 動 月 日	6/29	6/30	7/1	7/17	7/18	7/19
転入届(新住所地)	○	○	○	○	○	×
転 出(旧住所地)	×	○	○	○	○	○

← 二重登録の可能性のある期間 →

【注意】

期日前投票制度の導入に伴い、6月20日以後、6月29日以前に転出した者についても、二重登録の可能性があるので、特に留意すること。

(5)選挙の管理執行について(通知)

第202100133415号
令和3年9月3日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公 印 省 略)

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における管理執行について(通知)

第49回衆議院議員総選挙(以下「衆議院選挙」という。)及び第25回最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)の管理執行に万全を期すため、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)におかれては、下記事項に留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画のもとに事務処理に当たられるようお願いいたします。

なお、本通知は、選挙期日及び審査期日を仮に令和3年10月17日としたものですので、同期日が異なる場合は適宜読み替えてください。

記

第1 一般的事項

- 今回の衆議院選挙及び国民審査の執行に当たっては、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号。以下「政令」という。)、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号。以下「公則」という。)、在外選挙執行規則(平成11年自治省令第2号。以下「在則」という。)、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22年法律第136号。以下「審法」という。)、最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号。以下「審令」という。)及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則(昭和23年総理府令第29号。以下「審則」という。)並びに公職選挙法による選挙事務規程(昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。)及び鳥取県選挙運動管理規程(昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。)等に留意し、選挙の管理執行をすること。
- 今回の衆議院選挙では、投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和などの制度改正が適用されることから、その事務に遺漏のないよう万全を期すこと。
- 投票所、開票所等における選挙の名称の表示に当たっては、次によること。
「衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第〇区」
「衆議院比例代表選出議員選挙」
「最高裁判所裁判官国民審査」
- 市町村委員会の書記その他の選挙事務に従事する職員(以下「選挙事務従事者」という。)に対する指揮監督を

厳正にし、これらの者に対し適宜説明会等を開催して、法令に基づく正確な事務処理をさせ、いやしくも法令に違反したり、選挙人に疑念を抱かせたりすることのないよう最善の努力を払われたいこと。

- 5 選挙事務の執行に際して不測の事態が生じた場合、選挙事務従事者は市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
- 6 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤であるか非常勤であるかにかかわらず、身分上の地位と職務権限とを明確にできるよう措置しておくこと。

第2 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

1 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の整備

- (1) 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるため、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに既に年齢満17年に達した者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等が生じないように十分留意すること。
- (2) 選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格について適切に調査する等遺漏のないようにすること。当該対象者については、旧住所地の市町村から転出後3か月を経過し、4か月を経過していない場合には、新住所地において3か月以上居住することにより、旧住所地及び新住所地の選挙人名簿の両方に登録されることになるが、旧住所地及び新住所地の市区町村間におけるそれぞれの選挙人名簿への登録の有無を十分確認するよう努めること。
- (3) 選挙時登録後の選挙人名簿についても、選挙期日の前日までに死亡した者及び誤載者等の抹消並びに住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。特に住所移転者については、選挙期日の前日までに住所移転後4か月が経過する者を他の住所移転者と区別しておき、4か月が経過した者については、漏れなく抹消すること。
- (4) 在外選挙人名簿の登録は、随時、市町村委員会において行われているところであるが、在外選挙人に選挙権行使の機会を与えるため、市町村委員会を適宜開き、在外選挙人名簿への速やかな登録に努めるようにすること。
なお、公示日から選挙期日までの間は、在外選挙人名簿に新たな登録（在外選挙人名簿への登録の移転を含む）は行わないこと。

2 選挙時登録等

- (1) 選挙時登録の基準日等は、次のとおり決定される予定であること。
 - ・登録基準日：10月4日（公示日の前日）
（ただし、年齢については、選挙期日10月17日現在）
 - ・登録日：10月4日（公示日の前日）この場合において、公示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については、登録日に登録することとなるが、その者に係る住所要件は登録基準日を基準とするものであること。
したがって、これにより登録された者は、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。
- (2) 住所要件の認定に当たっては、「選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて」（平成30年3月28日付総行選第20号、総行住第46号）の趣旨を踏まえ、住民基本台帳部局と十分に連携し、選挙人名簿と住民基本台帳との整合等を図ることにより、選挙人がいずれの選挙人名簿にも登録されないことがないように留意すること。特に、学生等で住所の認定について疑義が生じた場合は、必ず実情を調査の上、実態に合った登録を行うこと。
- (3) 閲覧の申出期間は、次のとおり決定される予定であること。
 - ・選挙人名簿：10月5日（公示日の1日間）
 - ・在外選挙人名簿：10月5日（公示日の1日間）
- (4) 選挙人名簿の抄本の閲覧に関しては、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の閲覧に関する厳格な取扱いについて（通知）」（平成29年9月29日付総行選第113号）を踏まえ、厳格な運用を行うこと。

3 登録の移替え

市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしない（選挙の期日後に延期する）ことができる期間は、政令第17条の規定により、任期満了による選挙にあつては、任期満了前60日（8月22日）から選挙期日まで、解散総選挙にあつては、衆議院の解散の日から選挙期日までであること。
この場合、期間の設定に当たっては、管理執行上の要請と選挙人の便宜等とを比較衡量して定めるとともに、その期間を定めたときは、その旨を告示その他の方法によって選挙人に周知するよう措置すること。

4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

- 5 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告
 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数並びに選挙当日有権者数の報告については、別に通知する「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等について（通知）」（以下「各種報告等」という。）により報告すること。

第3 投票

1 投票方法

衆議院選挙は、「小選挙区比例代表並立制」であり、小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の投票用紙には「候補者氏名」を、比例代表選出議員選挙（以下「比例代表選挙」という。）の投票用紙には「政党等の名称又は略称」を記載することとなるので、有権者がこれを誤ったり、混同したりすることがないように周知するとともに、投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

また、国民審査の投票は、従来どおり「罷免を可とする者に×印」を記載する方法によるものであること。

2 投票用紙等

- (1) 無効投票の減少及び開票事務の迅速化を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色は、それぞれ次のとおりであり、これに押すべき印は、県委員会の印（刷込み式）とする。

ただし、郵便等による在外投票のための投票用紙及び投票用封筒並びに在外公館投票に用いられる投票用紙は、総務省において作成するため、これらに押されている印は、小選挙区選挙においては総務大臣の印、比例代表選挙においては中央選挙管理会の印であること。

また、点字投票用紙については、投票用紙の種類を識別できるよう選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとする。

区 分	用紙の色	文字の色
小選挙区選挙	あさぎ色	黒 色
比例代表選挙	ピンク色	
最高裁判所裁判官国民審査	うぐいす色	

- (2) 仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による投票用封筒に押すべき印は、県委員会の印（刷込み式）とすること。
- (3) 衆議院選挙の投票用紙は第1回物資輸送（9月24日）で、国民審査の投票用紙は第2回物資輸送（10月3日）。ただし、10月1日以降に、審査対象裁判官が追加された場合は、第3回物資輸送（10月7日）でそれぞれ送付するので、その管理及び受け払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用や紛失等の事故が生ずることがないように、保管者及び保管場所の選定、交付簿の整備等について、十分留意すること。
- (4) 郵便等による在外投票に用いられる投票用紙等については、「在外投票に係る物品等の配布について（通知）」（令和3年8月17日付第202100124027号）で通知したとおり、各市町村委員会宛て発送済みであること。
- (5) 国民審査の投票用紙については、氏名が印刷された裁判官のいずれかが退官等により審査に付されなくなった場合や、その氏名に変更が生じた場合においても、そのまま使用するものであること。

3 投票所の設備等

- (1) 投票所は選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の部屋には設けないようにすること。

また、投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子利用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮すること。

なお、期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

- (2) 投票所の設備は必ず選挙期日の前日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第17条の規定に準じて適正に配置すること。

また、選挙人に分かりやすくするため、案内図の掲示、順路の明示等適切な措置を講ずるとともに、視覚障がい者や歩行が困難な身体障がい者の誘導等について十分配慮すること。

- (3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、小選挙区選挙と比例代表選挙とで、それぞれ分けて行うことができるようにすること。

また、国民審査の投票用紙については、比例代表選挙の投票用紙の交付に引き続いて交付し（交付漏れ、二重交付等を防止するため、交付する者は投票用紙の種類ごとに分けることが望ましい。）、比例代表選挙の投票記載と国民審査の投票記載を同一の記載所で同時に行うことができるように設備する等、選挙人が必ず記載所に立ち寄ることができるように配慮すること。

特に、投票所内の投票を記載する場所の近くの適当な場所に「あさぎ色（薄い藍色）の投票用紙は、小選挙区選挙です。候補者個人の氏名を記載してください。」「ピンク色の投票用紙は、比例代表選挙です。政党等の名称又は略称を記載してください。」「うぐいす色の投票用紙は、国民審査です。やめさせたほうがよいと思う裁判官の欄に×印を付けてください。」といった表示をすること。

- (4) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。
- (5) 投票所内の氏名等の掲示については、小選挙区選挙にあつては、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に候補者の氏名及び候補者届出政党の名称の掲示をし、比例代表選挙にあつては、投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示をし、国民審査にあつては、一投票区につき一箇所以上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければならないこと。
- また、これらの掲示に当たっては、その内容に誤りがないよう十分留意するとともに、破損や汚損等が生じたときは速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。
- なお、比例代表選挙の政党等名称等掲示及び国民審査の裁判官氏名掲示は、第2回物資輸送（10月3日）で送付する予定であるが、小選挙区選挙の候補者氏名表を運規第67条の規定により作成する際は、その用紙の色を投票用紙の色に合わせて、あさぎ色（薄い藍色）とすること。
- (6) 国民審査の投票については、投票を希望しない者に投票を強いることがないように投票管理者を指導すること。これらの注意事項について記載した掲示物「最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意について」を作成し、第2回物資輸送（10月3日）で送付する予定であるので、投票所内の選挙人の見やすい場所に掲示しておくこと。
- (7) 投票箱は、開票事務の迅速化も勘案し、可能な限り、各投票を区別して3個設置することとし、それぞれ投票箱の表面に当該衆議院選挙の選挙名又は国民審査の表示をし、その裏面にはこれら以外の投票の表示をすること。
- なお、やむを得ず両選挙及び国民審査を通じて2個の投票箱を使用する場合は、一の投票箱には小選挙区、他の投票箱には比例代表及び国民審査の表示をし、裏面にはそれぞれ表面に表示したものの以外の表示をすること。
- (8) 投票区の増設などの投票環境向上の取組については、「投票環境向上のための取組の推進について（依頼）」（令和元年6月4日付第201900058646号）によること。
- (9) 投票所、期日前投票所には、選挙人が同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者）も入ることができることから、十分なスペースの確保や選挙人の動線と区別された場所の確保などについて配慮すること。

4 選挙人名簿の対照

個人情報保護の観点から、選挙人名簿の対照に当たり、選挙人から当該内容が容易に見えることのないよう配慮すること。

5 投票の順序等

- (1) 投票の順序は、最初に「小選挙区選挙」、次に「比例代表選挙と国民審査」とすること。
- (2) 投票用紙の交付に当たっては、選挙人名簿又はその抄本との対照を確実にし、当該選挙の選挙権を有する者であることを十分確認すること。他の選挙の投票用紙を誤って交付する、あるいは、点字投票用紙の点字シールを貼り間違えるといった単純な誤りがないよう必ず複数の方が確認を行うこと。
- (3) 有権者一人一人に「この薄い藍色の投票用紙は小選挙区選挙です。候補者個人の氏名を記載してください。」「このピンク色の投票用紙は比例代表選挙です。政党等の名称か略称を記載してください。」「このうぐいす色の投票用紙は国民審査です。やめさせたほうがよいと思う裁判官の欄に×印を付けてください。」というように、はっきりと相手に説明すること。
- また、点字投票を行う選挙人が投票用紙を取り間違えないように、上の説明に加え、「シューギイン ヒレイ ダイヒョー（シューギイン ショーセンキョク、サイコーサイ コクミン シンサ）と点字で表示してありますので御確認ください。」とはっきり相手に説明すること。

6 投票管理者及び投票立会人の選任

- (1) 小選挙区選挙の投票管理者（職務代理者を含む。）及び投票立会人は、同時にそれぞれ比例代表選挙の投票管理者及び投票立会人とすることができ、小選挙区選挙の投票管理者（職務代理者を含む。）及び投票立会人は、審法第12条の規定によりそれぞれ国民審査の投票管理者及び投票立会人となること。
- また、投票管理者及び投票立会人は、小選挙区選挙と比例代表選挙で同一人を選任する場合であっても、それぞれ別個に選任手続を行わなければならないが、国民審査については、改めて選任手続を行わなくてもよいこと。
- (2) 投票管理者及び投票立会人の選任要件は「選挙権を有する者」であり、地域の実情やその役割等を踏まえ、その職務を果たすことのできる者を適切に選任すること。
- また、選任に当たっては、性別や年齢について前例にこだわらず選任するなどして、気軽に投票できるような雰囲気を醸成すること。
- (3) 投票管理者について、一の投票所において2人以上の者が交替してその職務を行う交替制を採用する場合は、責任所在の明確化の観点から、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継ぎが行われるようにすること。

- (4) 投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下を選任するものであること。
また、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。

7 投票所の開閉時刻の届出

- (1) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうものであるので、単に選挙人の投票に支障を来さないといった消極的な動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るために必要があるという積極的な動機からも、投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行うこと。
- (2) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行った場合は、各種報告等で通知するところにより県委員会に届け出るとともに、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。
また、当該投票区の選挙人に混乱が生じないよう、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により十分な周知を行うこと。

8 投票事務の取扱い

投票事務の取扱いは、別に配付する「投票事務取扱要領」により実施すること。

9 代理投票

代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、できるだけ本人の意思を尊重するとともに、その手続は法令の定めるところにより厳格に行うこと。特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことがないよう十分留意し、補助者は、投票所の事務に従事する者のうちから2人を選任すること。

また、代理投票制度の周知及び理解を図り、重度の障害のある選挙人等への対応に当たっては、本人の意思を確認しないまま安易に代理投票を行うことがないよう十分配慮すること。

10 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚に障がいのある選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。

なお、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いのないよう注意し、点字シールの貼付位置等については、別に配付する「投票事務取扱要領」によること。

11 期日前投票

(1) 期日前投票制度の周知

期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕組み、方法等について広報紙、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。

(2) 期日前投票を行うことができる者

ア 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、選挙の当日、選挙権を有していなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。

したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。

イ 選挙人は、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。

(3) 期日前投票所の設置

ア 期日前投票所は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に最低1箇所は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き、投票の期間を指定することができること。

この場合、選挙人の便宜等を考慮して設定するとともに、その設置場所及び期間を告示その他の方法によって選挙人に周知徹底すること。

イ 期日前投票所の設備は公示日までには整備、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については、選規第23条の4で読み替えて準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。

ウ 期日前投票所における氏名等掲示

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、比例代表選挙にあっては名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、小選挙区選挙にあっては公職の候補者の氏名及び候補者届出政党名の掲示を、国民審査にあっては裁判官の氏名及び最高裁判所裁判官の任命年月日を掲示しなければならないので、遺漏、誤りのないよう留意すること。

特に、名簿届出政党等の掲載の順序の誤りがないよう万全を期すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあっては県委員会が、小選挙区選挙にあっては開票区（数開票区を設けた場合にあっては市町村委員会が指定する一の開票区）ごとに市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(4) 期日前投票の期間

期日前投票の期間は、原則として衆議院選挙、国民審査とも10月6日から10月16日までとなること。

ただし、国民審査については、告示前4日以内（10月1日以降）に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合には、国民審査の期日前投票についてのみ、10月10日から10月16日までとなること。（衆議院選挙の期日前投票期間は変更なし）

(5) 期日前投票所の表示

期日前投票所の表示は、次のとおり行うこと。

ア イ以外の場合

衆議院選挙及び国民審査のそれぞれを、10月6日から10月16日まで表示する。

イ 国民審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合

衆議院選挙：10月6日から10月16日まで表示。

国民審査：10月10日（審査期日の7日前）から10月16日まで表示。

(6) 期日前投票所の投票時間

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票所の開閉時刻を以下のとおり繰り上げ又は繰り下げることができること。

ア 市町村委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲において繰り下げることができる。

イ 市町村委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合、午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている限り、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は閉じる時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ若しくは繰り下げることができる。

この場合、直ちにその旨を告示するとともに、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。

また、併せて各種報告等で通知するところにより県委員会へ届け出ること。

(7) 投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 投票管理者及び投票立会人は、小選挙区選挙と比例代表選挙それぞれについて別個に選任手続を行う必要があるが、同一人に各選挙の投票管理者及び投票立会人を兼ねさせることができること。

イ 投票管理者及び投票立会人は、いずれも選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任するものであること。

なお、投票管理者、投票立会人ともに時間毎の交代が可能であるが、投票管理者については、責任所在の明確化の観点から、職務を行うべき時間を告示すること。

ウ 期日前投票は、当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(8) 投票箱の管理等

ア 投票を行う前には、選挙人の面前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。また、投票箱を追加する場合も同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の別にある金庫等に保管することも可能であること。

イ 期日前投票所と不在者投票記載場所は兼ねることができるが、それぞれの投票方法が異なることから、受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

ウ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、投票録等を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者に送致しなければならないこと。

(9) その他、期日前投票の事務処理については、別に配付する「期日前投票事務取扱要領」によること。

12 不在者投票

(1) 不在者投票の管理執行

ア 通常の不在者投票

(ア) 名簿登録地市町村以外の市町村における不在者投票、指定病院等における不在者投票及び選挙期日前の投票を行おうとする日においては未だ選挙権を有しない者の不在者投票が、一般的な形態となること。

(イ) 選挙人が、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる不在者投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、不在者投票が行えるものであること。

(ウ) 不在者投票を行う場合は、必ず選挙権を有する者の立会いが必要であること。この場合、立会人は、不在者投票管理者若しくは事務補助者又は代理投票の補助者を兼ねることができないので注意すること。

イ 郵便等による不在者投票

(ア) 新たに郵便等投票証明書の交付の請求があった場合には、制度の趣旨等について十分説明し、必要があれば福祉当局とも連絡・協議すること。

(イ) 郵便等投票証明書の有効期限が交付の日から7年間（要介護者については、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日まで有効）であることから、郵便等投票証明書の有効期限が満了する選挙人に対しても、あらかじめ、更新の手続が必要な旨を通知する等の措置をとること。

(ウ) 代理記載をさせることができる選挙人は、郵便等投票証明書に代理記載をさせることができる選挙人に該当する旨の記載を受け、かつ、代理記載人となるべき者一人を定めてその者の氏名等を届け出ているものであること。

(エ) 郵便等投票を行う選挙人は、選挙期日前4日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村委員会の委員長に対して、当該選挙人が署名した文書により、かつ、郵便等投票証明書を提示して投票用紙等の請求をしなければならないものであること。

ウ その他の不在者投票

特定国外派遣組織に属する選挙人の国外において不在者投票をするためには、選挙の期日前5日までに、当該特定国外派遣組織の長に対し、不在者投票をしようとする旨の申出をしなければならないとされていること、及び当該特定国外派遣組織の長がする投票用紙等の交付の請求は選挙の期日前3日までに行わなければならないとされていることから、請求があり次第直ちに投票用紙等の交付が行えるよう準備しておくこと。

また、いわゆる洋上投票及び南極投票については、国民審査においては行われぬものであること。

(2) 不在者投票の期間

不在者投票の期間は、選挙期日の公示日（以下「公示日」という。）の翌日から選挙期日の前日までであること。なお、郵便等による不在者投票の投票用紙の請求は選挙期日前4日（10月13日）までに行わなければならないものであること。

(3) 投票用紙等の交付

公示日前に郵便等で投票用紙等の請求があった場合は、当該請求書を一時保管しておき、公示日以降直ちに交付（郵便等をもって発送するときは、公示日前において市町村委員会の定める日以後直ちに発送）すること。ただし、国民審査の投票用紙については、審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合には、審査期日前7日以降の交付となること。

(4) 不在者投票の事務取扱場所

不在者投票の事務取扱場所の告示は、衆議院選挙にあっては選挙期日の公示日に、国民審査にあっては審査期日の告示日に、それぞれ行うこと。また、事務取扱場所の表示は、期日前投票所の例によること（11（5）参照）。

(5) 不在者投票記載場所における氏名等の掲示

公示日の翌日（10月6日）から選挙期日の前日（10月16日）までの間、不在者投票管理者である市町村委員会の委員長の管理する投票を記載する場所の適当な箇所に、比例代表選挙にあっては名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、小選挙区選挙にあっては公職の候補者の氏名及び候補者届出政党名の掲示をしなければならないので、遺漏、誤りのないよう留意すること。特に名簿届出政党等の掲載の順序に誤りがないよう注意すること。

また、掲載順序については、比例代表選挙にあっては県委員会が、小選挙区選挙にあっては開票区ごと（数開票区を設けた場合にあっては市町村委員会が指定する一の開票区）に市町村委員会が、立候補届出締切り後に行うくじによること。

(6) 投票所の閉鎖後に送致された投票

投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等については、その内容を明らかにできるように集計・整理しておくこと。

1.3 在外投票

(1) 在外選挙人の投票は、在外公館投票と郵便等投票とのいずれかの方法により行うことができるとともに、一時帰国時又は帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間において一般の選挙人と同様に国内の投票制度を利用して選挙期日当日の投票、期日前投票及び不在者投票ができること。

(2) 国民審査においては、在外投票は行われぬものであること。

(3) 市町村委員会は、選挙の公示の日以前に、郵便による在外投票用紙等の請求があった在外選挙人に対し、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日より発送することとされていること。

(4) その他、在外投票の事務処理については、別に配付する「在外選挙事務取扱要領」及び「第49回衆議院議員総選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）」（令和3年9月3日付第202100138261号）によること。

第4 開票

1 開票の順序等

開票は即日開票とし、最初に小選挙区選挙、次に比例代表選挙、最後に国民審査の順序で行うこと。

2 開票管理者及び開票立会人の選任

小選挙区選挙の開票管理者は比例代表選挙の開票管理者と兼ねることができるが、法第62条第1項但書の規定により開票立会人は小選挙区選挙と比例代表選挙の立会人を相互に兼ねることができないのでそれぞれ異なる者を選任しなければならないことに注意すること。

なお、開票管理者は小選挙区選挙と比例代表選挙で同一人を選任する場合であっても、それぞれ別個に選任手続

を行わなければならないこと。

また、小選挙区選挙の開票管理者及び開票立会人は審法第19条の規定により、国民審査の開票管理者及び開票立会人となること。よって、国民審査の開票管理者及び開票立会人は改めて選任手続を行う必要はないこと。

3 開票事務の取扱い

その他の開票事務の取扱いについては、別に配付する「開票事務取扱要領」によるものとするが、特に次の点に留意すること。

(1) 開票事務が正確に行われるべきことはもちろんであるが、選挙人に速やかに結果を知らせるため、また、開票事務に従事する職員等の負担軽減及び諸経費の節減のため、開票終了時間をなるべく早めるように努めること。

については、他の市町村における取組を参考にしつつ、開票作業に適した開票所の選定、効率的な人員・器具等の配置の検討、票の分類方法及び分類用補助用具等の工夫、事務従事者の服装等の見直し、按分組み合わせリスト及び投票効力判定例の選挙事務従事者等への周知徹底を行い、開票作業の一層の改善を図ること。

(2) 開票事務が正確かつ迅速に行われるよう開票管理者を補助する事務従事者の選任及びこれらの者の事務分担についても配慮するとともに、開票立会人に対しても開票事務の円滑な処理について事前に協力を求めていること。

(3) 投票の効力の判定については、迅速かつ的確に行えるよう事前に判例、実例等の研究を行っておくこと。

(4) 開票事務は、開票所での投票の開披、点検、集計等の事務以外に、県への速報事務を含めたものであるため、速報に要する体制について十分に留意すること。

(5) 開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に候補者の運動員等と開票立会人が連絡を取り合う等の行為によって、開票事務に支障を来すことがないように留意すること。

(6) 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。この場合、投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないようにすること。

4 開票録の検収

開票録については、別に通知する「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の開票録等の検収について（通知）」により、検収日（10月18日）に持参すること。

第5 選挙公営

1 ポスター掲示場（小選挙区選挙）

ポスター掲示場の設置及び管理については、別に配付する「ポスター掲示場設置要領」により実施するとともに、特に次の点に留意すること。

(1) ポスター掲示場の設置に当たっては、循環型社会の実現へ向け、再利用の促進や鳥取県認定グリーン商品、あるいはアルミ製品等の循環型資材の使用など、廃棄物発生抑制とリサイクルの推進を図ること。

(2) ポスター掲示場の維持管理については、万全を期し、倒壊、破損等の事故が生じたときは、速やかにその復旧を図るよう配慮すること。

(3) 風雨等により、掲示してあるポスターが破損した場合は、候補者が手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日に再掲示することはできないので留意すること。

(4) ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及びポスター掲示場一覧表を「ポスター掲示場設置場所一覧表等及びその図面の提出について（通知）」（令和3年8月6日付第202100089663号）で通知したところにより、県委員会に提出すること。

2 公営施設使用の個人演説会等

(1) 公営施設を使用して行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会（以下「個人演説会等」という。）の開催申出に係る事務を円滑に処理するため、個人演説会等を開催することのできる日時の予定表を、あらかじめ施設の管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を含む。以下同じ。）に提出させておくとともに、納付すべき費用額を公表させる等の措置を講じておくこと。

(2) 法第161条に規定する公営施設以外の地方公共団体の所有し又は管理する建物においては、個人演説会等を行うことができないので管理者に周知すること。

(3) 市町村委員会は、公営施設に異動を生じたときは、個人演説会等会場指定変更報告書により報告すること。

3 選挙公報及び審査公報

衆議院選挙における選挙公報（小選挙区選挙及び比例代表選挙の2種類）及び国民審査における審査公報を、各世帯に配布する期限は、選挙期日又は審査期日前2日（10月15日）までであるが、各市町村委員会には、遅くとも第3回物資輸送（10月7日）で選挙公報（小選挙区選挙）を、第4回物資輸送（10月10日）で選挙公報（比例代表選挙）及び審査公報をそれぞれ送付するので、あらかじめ配布計画を立てておき、配布漏れ、期限後の配布等がないよう、受領後直ちに各世帯、各指定病院等へ配布すること。

なお、選挙公報（比例代表選挙）及び国民審査の審査公報については、掲載文の原稿が電子データで受領できた場合は、第3回物資輸送（10月7日）で送付する予定である。

4 裁判官氏名等の掲示

国民審査を受ける裁判官の氏名等の掲示は、審令第19条から第21条までの規定により、審査の告示日の翌日（10月6日）から審査期日（10月17日）まで1投票区につき1箇所以上掲示しなければならないこととされているが、この氏名等掲示については、県委員会が作成し、第2回物資輸送（10月3日。ただし、10月1日以降に審査対象裁判官が追加された場合は、第3回物資輸送（10月7日））に送付するので掲示場所を選定しておくとともに、掲示に当たっては、破損、毀損等が生じたときは速やかに再掲示する等の措置を講ずること。

また、「第3 投票」2（5）の場合にあっては、氏名等の掲示の消除又は変更を行い、その旨の掲示を行うこと。

第6 選挙運動と政治活動

最近の選挙においては、選挙運動とともに政党その他の政治団体による政治活動が極めて活発化する傾向にあるが、法令の定めるところに従って公正かつ平等に行われるように、関係当局との連絡を密にするとともに、「第49回衆議院議員総選挙における違反文書图画の措置等について（通知）」（令和3年8月17日付第202100120826号）で通知したところにより、適切な処置をとること。

なお、候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）の政治活動用ポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用するポスター（後援団体の名称を表示するもの）の掲示については、選挙前の一定期間当該選挙区内に掲示することが禁止されるが、既に当該期間に入っているの留意すること。（法第143条第16項）

また、政党その他の政治団体がその政治活動のために使用するポスターに衆議院選挙に立候補した者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載している場合は、公示の日のうちに当該ポスターを撤去しなければならないこと（法第201条の14第1項）。

第7 投票及び開票速報体制

1 投票速報及び開票速報については、「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における投票速報及び開票速報の取扱いについて（通知）」（令和3年9月3日付第202100130419号）により速報体制の確立を図ること。

2 投票速報を行うに当たっては、人員体制及び機器の操作等について万全の体制を図ること。

3 投票率を推定するため、「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて（通知）」（令和3年9月3日付第202100130418号）により、一部の市町村において投票状況の報告を求める予定であること。

第8 啓発活動

明るい選挙を実現するためには、全ての県民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが大切である。今回の衆議院選挙及び国民審査においては、別に通知する「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業要領」に基づき、“選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進”及び“きれいな選挙の推進”を重点事項として啓発事業を実施する予定としている。各市町村委員会においても、この啓発事業要領に基づき関係諸団体とも密接な連携を取りながら幅広く各種啓発活動を推進すること。

第9 新型コロナウイルス感染症への対応

1 投票所等における感染防止対策、感染者等への対応などについては、別に配付する「投票所・開票所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を踏まえること。

2 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号）に基づく特例郵便等投票への対応については、別に通知する「特定患者等の特例郵便等投票について（通知）」によること。

第10 その他

1 比例代表選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示における名簿登載者の氏名は縦書とされているので間違いのないようにすること。

2 投票録及び開票録については、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査をそれぞれ別々に作成すること。
なお、指定在外選挙投票区の投票録の様式は他の投票区の様式と異なるものであること。

3 選挙執行委託費の経理に当たっては、「第49回衆議院議員総選挙に係る執行経費の経理について（通知）」（令和3年9月3日付第202100128074号）によること。

選挙執行委託費の用途については、国において詳細な用途状況調査が行われるものであることから、経理の記録を確実に整備しておくこと。

4 視覚障がい者に対する便宜供与の一つとして、点字氏名票（小選挙区、比例代表、国民審査）及び選挙のお知らせ

せ（点字版、音声版、拡大文字版）を送付する予定であるが、その取扱いの留意点は次のとおりであること。

(1) 点字氏名票（小選挙区、比例代表、国民審査）

① 各点字氏名票は、各投票所の受付場所に少なくとも1部ずつ備え付け、視力に障がいのある選挙人から候補者の氏名、名簿届出政党等の名称、審査の対象となる裁判官の氏名等を確認したい旨の申出があったときは、これに応じるようにすること。

② 点字氏名票（小選挙区）は候補者ごとに、点字氏名票（比例代表）は名簿届出政党等ごとに送付するので、法第175条第3項の規定に基づく順序によりつづること。

(2) 選挙のお知らせ（点字版、音声版、拡大文字版）

有権者から閲覧の希望があった場合のために、県内の視覚障がい者宛とは別に各市町村委員会にも送付する予定であること。

5 指定病院等から、点字による投票の請求があった場合は、選挙の種類を表示する点字シールを貼った上で交付すること。

6 衆議院選挙及び国民審査に係る確定報告書は、別に通知する「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙結果報告書（確定報告書）」について（依頼）」により作成し、提出すること。

7 天災その他避けることのできない事故等により、投票を行うことができないとき、又は更に投票を行う必要があるときの対応等については、「災害等により投票日当日投票ができない場合の対応等について（通知）」（令和3年9月3日付第202100132083号）によること。

(6)在外投票の事務処理について(通知)

第202100138261号

令和3年9月3日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公印省略)

第49回衆議院議員総選挙に係る在外投票の事務処理について（通知）

第49回衆議院議員総選挙（以下「総選挙」という。）の管理執行については、本日付け第202100133415号により通知したところですが、在外投票の事務処理については下記事項のほか、「在外投票の事務処理について（通知）」（令和3年8月20日付総行管224号）に御留意いただくとともに、投票用紙等物品の取扱いに慎重を期していただきますようお願いいたします。

記

第1 公示日前の郵便による在外投票関係事務

1 投票用紙等の必要数の確保

郵便による在外投票に用いられる投票用紙及び投票用封筒については、総務省において作成し、既に県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）を経由して各市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）に交付したところであること。

なお、総務省において作成し、各市町村委員会に送付した投票用紙等は、**郵便による在外投票においてのみ用いられる**ものであるため、在外選挙人の国内における投票又は国内の選挙人の投票に用いられることのないよう注意すること。

おって、既に措置済のことではあるが、在外選挙人への投票用紙等の交付期間が長期にわたるので、その保管については万全を期すこと。万一紛失等の事故が発生した場合、総務省において新たに全ての投票用紙等を作成し、配布し直す等の措置が必要となることもあり得るので、保管については十分な措置を講ずること。

2 物品の準備

市町村委員会は、投票用封筒（内封筒、外封筒）や送付用封筒等の交付物品のほか、国際スピード郵便（以下「EMS」という。）の宛先を記載する連写式伝票（日本郵便株式会社の営業所で用意しているもの）等の郵便による在外投票に関して必要な物品について、あらかじめ周到な準備を行っておくこと。

3 郵便による在外投票のための投票用紙等の発送及びその準備

市町村委員会は、郵便による在外投票のための投票用紙等を円滑に発送できるよう、あらかじめ郵便による在外投票の対象者を在外選挙人名簿に基づき確認しておくとともに、選挙人の住所地がEMSの取扱い地域であるか等

について事前に日本郵便株式会社と打ち合わせておくこと。

EMSの利用については、令和3年1月1日から通関電子データの送信が義務化されたところ、日本郵便の所定的方式で宛先等のデータを入力し、出力したラベルを使用すること（手書きの場合、遅延や返送のリスクがあり、国や地域によっては手書きのラベルを受け付けないところがある。）。

4 投票管理者等への制度の周知

市町村委員会は、あらかじめ関係する投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人及び事務従事者に対し、在外投票の手続について十分に説明しておくこと。

第2 在外選挙人名簿の登録及び閲覧等

1 在外選挙人名簿の登録の迅速化

在外選挙人名簿への登録については、在外選挙人証の送付に要する時間を考慮し、速やかに登録事務を行い選挙人の投票の機会ができるだけ確保されるよう留意すること。

平成30年6月から始まった出国時申請制度については、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成30年5月23日付総行選第55号）及び「公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う出国時申請の手続に係る留意事項について」（平成30年5月23日付総行選第56号）の内容を踏まえ、適切に対応すること。

2 在外選挙人名簿に国内の市町村で新たに住民票が作成された旨の表示がされた者

在外選挙人名簿に国内の市町村で新たに住民票が作成された旨の表示がされた者について、当該住民票が作成された日後4か月を経過した場合には、市町村委員会は、当該者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならないこと。

ただし、在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村（以下「登録地市町村」という。）に帰国し住民票が作成された旨の表示がされた者が、在外選挙人名簿から抹消される前に、登録地市町村以外の市町村で住民票が作成されることなく、再び国外に転出した場合には、当該表示を消除することとされているので、留意すること。

3 在外選挙人名簿の登録を行わない期間

公示の日から選挙の期日までの期間は、在外選挙人名簿の登録は行わないこととされていること。

4 国内への転入者の取扱い

国外から国内に転入し、選挙人名簿に登録された者については、当該名簿に基づいて投票を行うこととなり、在外選挙人名簿に基づく投票はできないものであること。

5 在外選挙人名簿の閲覧

今回の総選挙における在外選挙人名簿の閲覧期日は、公示日の1日のみとされていること。

6 在外選挙人証の記載事項の変更等

在外投票のための投票用紙等の請求の際には必ず在外選挙人証を提示することとされていることから、在外選挙人証の記載事項の変更の届出又は再交付の申請がなされた場合にあっては、直ちに当該申請に係る手続を行うこと。

第3 郵便による在外投票に用いる投票用紙等の市町村委員会への交付

1 市町村委員会からの交付請求

郵便による在外投票に用いる投票用紙等の交付請求は、市町村委員会の委員長が、県委員会の委員長を経由して総務大臣に対して書面をもって行うこととされており、既に完了しているものであること。

2 市町村委員会への交付

(1) 交付

市町村委員会の委員長は、総務大臣から県委員会の委員長を経由して交付される投票用紙等を受領したときは、数量等を確認し、直ちに「投票用紙等交付請求書兼受領書」を県委員会の委員長に提出することとされており、既に完了しているものであること。

なお、投票用紙等については、「在外投票に係る物品等の配布について（通知）」（令和3年8月17日付第202100124027号）において通知したとおり配布するものであること。

(2) 投票用紙等の追加交付

市町村委員会の委員長は、在外選挙人名簿の登録状況や選挙人からの投票用紙等の請求状況等から投票用紙等が不足する恐れがあると認めた場合においては、県委員会の委員長に対して投票用紙等の追加交付を請求すること。

県委員会の委員長は、市町村委員会の委員長から投票用紙等の追加交付の請求を受けた場合には、県委員会が留保している投票用紙等から追加交付を行うこと。

なお、県委員会が留保している投票用紙等が追加交付に必要な数量に不足する場合には、県委員会の委員長が総務大臣に対して追加交付の請求を行うこととなるので、県委員会の委員長に対する投票用紙等の追加交付の請求に際しては、予め時間的余裕をもって連絡すること。

第4 郵便による在外投票

1 在外選挙人からの交付請求

在外選挙人は、選挙の期日前4日までに在外選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村委員会（以

下「登録地選管」という。)の委員長に対して、当該在外選挙人が署名をした文書により、在外選挙人証を提示して直接に、又は在外選挙人証を同封した郵便をもって投票用紙等の交付を請求することができること。

2 投票用紙等の発送

登録地選管の委員長は、請求を行った選挙人が郵便による在外投票を行うことができる者に該当すると認められた場合には、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日より発送することとなっていることから、8月22日から発送することとなること。

この際、在外選挙人から、比例代表選挙、小選挙区選挙いずれかの投票用紙のみの請求となっている場合には、投票用紙等の交付誤り等のないよう、十分注意すること。

なお、国外への投票用紙等の発送については、投票用紙等の送付に要する時間を考慮し、あらかじめ十分な準備をしておくとともに、郵送方法の選択においても、最も迅速かつ確実なものを選ぶこと。

また、在外選挙人証及び投票用封筒に記載すべき事項について、遺漏がないよう特に留意するほか、旧様式の在外選挙人証が同封されていた場合には、新様式のを交付し、在外選挙人の便宜を図られたいこと。

第5 在外公館投票

在外公館における投票は、公示日の翌日から選挙期日前6日までに行われるが、選挙の期日の直前に集中して登録地選管に到着することが予想されるので、投票の受領、指定在外選挙投票区の投票管理者への送致、受理不受理の決定等の事務に要する人員の配置に留意するなど事務の円滑な処理について配慮すること。

第6 国内における投票

1 投票の種類等

在外選挙人は、在外選挙人名簿登録地市町村(以下「登録地市町村」という。)の指定在外選挙投票区の投票所において選挙期日に投票すること、登録地市町村において公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に市町村委員会が指定した期日前投票所で投票すること、登録地市町村以外の市町村において(選挙の当日選挙権を有しない者(以下「選挙権未取得者」という。))は登録地選管を含む。)公示日の翌日から選挙期日の前日までの間に不在者投票を行うことが可能であること。

なお、指定病院等における不在者投票制度、郵便による不在者投票制度、特定国外派遣組織における不在者投票制度、南極投票制度、洋上投票制度及び指定港における不在者投票等船員に関する投票手続は適用されないこと。

在外選挙人の国内投票においては、県委員会が作成して市町村委員会に送付した投票用紙等を用いることとし、誤って総務省作成の投票用紙等を用いることのないよう十分注意すること。

また、在外選挙人が投票を行う場合には、在外選挙人名簿との対照又は在外選挙人証の提示が必要である等、投票の手続が異なることから、受付等の経路について十分に検討しておき、投票事務に混乱が生じないよう特に留意すること。

2 投票所での当日投票

在外選挙人は、選挙当日、自ら登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票所へ行き、在外選挙人証を提示して投票することができること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であることを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

3 期日前投票所での投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、自ら登録地市町村の期日前投票所へ行き、在外選挙人証を提示し、かつ、期日前投票事由を申し立て、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出して投票することができること。

期日前投票所の投票管理者は、投票用紙を交付する際には在外投票ができる者であり、期日前投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

4 不在者投票

在外選挙人は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、登録地市町村以外の市町村において、又は選挙権未取得者が登録地市町村において、在外選挙人証を提示し、市町村委員会の委員長が管理する投票を記載する場所で投票を行うことができること。

なお、投票用紙等を請求する場合は、不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないこと。

不在者投票管理者は、投票用紙等を交付する際には、在外投票ができる者であり、不在者投票事由に該当するかどうかを確認するとともに、在外選挙人証に記載すべき事項について遺漏がないよう留意すること。

第7 登録地選管における投票の送致等

登録地選管の委員長は、在外公館の長から送付された在外公館投票、郵便による在外投票、登録地市町村以外の市町村委員会から送付された不在者投票及び選挙権未取得者の不在者投票を直ちに登録地市町村の指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

また、第8に掲げる措置をとるほか、投票管理者において受理・不受理の決定をする際の判断材料となる情報等を適切に提供する必要があること。

第8 特例郵便等投票

第6のほか、在外選挙人で特定患者等（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（令和3年法律第82号。以下「特例法」という。）第2条に規定する者）であるものは、特例法第3条第2項に規定する特例郵便等投票を行うことができるが、この場合の在外選挙人証等への記載については、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等に係る留意事項について（通知）」（令和3年6月18日付総行選第37号）を参照すること。

第9 投票の受理・不受理の決定等

1 投票管理者における受理・不受理の決定等

投票の受理・不受理の決定等についての考え方は、基本的に一般の不在者投票と同じものであること。

指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに送致を受けた投票について、送付用封筒から投票用封筒を取り出し、投票箱を閉じる前に、投票立会人の意見を聞いて、受理・不受理の決定をすること。

受理された在外投票は、投票用封筒を開いて直ちに投票箱に入れなければならないが、この場合においては、投票の秘密の保持に特に留意すること。

2 開票管理者における在外投票の取扱い

開票管理者における在外投票の取扱いについての考え方は、基本的に一般の不在者投票の取扱いと同じであること。

第10 在外投票事務処理簿等の作成

1 登録地選管の委員長は、在外投票事務処理簿を備え、在外投票に関してとった措置等を記録するとともに、その概略を記載した在外投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送致しなければならないこと。

2 在外選挙人の国内での投票においては、登録地選管の委員長は、一般の不在者投票事務処理簿及び不在者投票に関する調書とは別に、在外選挙人に係る不在者投票事務処理簿を備え、在外選挙人の不在者投票に関する調書を作成し、指定在外選挙投票区の投票管理者に送付しなければならないこと。

3 指定在外選挙投票区の投票管理者は、1及び2の調書を投票所投票録に添付しなければならないこと。

4 指定在外選挙投票区における投票所投票録、期日前投票所において各日毎に作成する期日前投票所投票録は通常のものとは別様式となっているので注意すること。

第11 投票用紙等の実績報告

市町村委員会は、選挙の期日後直ちに投票用紙等の受領及び交付に関する実績報告書を、別に通知する「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票録等の検収について（通知）」により県委員会宛提出すること。

(7)投票及び開票事務の取扱いについて(通知)

第202100138327号

令和3年10月6日

各市町村選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公印省略)

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票事務の取扱いについて（通知）

令和3年10月31日執行予定の第49回衆議院議員総選挙（以下「衆議院選挙」という。）及び第25回最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）における投票及び開票事務の取扱いについては、「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における管理執行について（通知）」（令和3年9月3日付第202100133415号）によるほか、下記事項に御留意の上、遺漏のないようにお願いします。

記

1 投票事務

投票事務の取扱いについては、既に配布済みの「投票事務取扱要領」、「期日前投票事務取扱要領」及び「在外選挙事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 選挙期日当日の投票所における投票

ア 投票管理者及び職務代理者

① 投票管理者及び職務代理者の選任に当たっては、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会（以下

「市町村委員会」という。)が選任すること。

この場合、衆議院小選挙区選出議員選挙(以下「小選挙区選挙」という。)と衆議院比例代表選出議員選挙(以下「比例代表選挙」という。)とで同一人を選任して差し支えないこと。

また、小選挙区選挙の投票管理者及び職務代理者が国民審査の投票管理者及び職務代理者となるものであること。

- ② 投票管理者は、投票事務の最高責任者であり、投票所において投票事務の全般を管理執行するとともに、投票に関する手続の全てについて、最終的な決定権を有すること。
したがって、投票事務が公正かつ確に処理されているか、選挙人の投票の秘密が守られているか、投票所内の秩序が保たれているかどうか等投票事務の全てについて常に注意しなければならないこと。
なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。
- ③ 投票管理者と職務代理者は、同時に席を空けてはならないこと。

イ 投票立会人

- ① 投票立会人の選任に当たっても、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同一人とする事は差し支えないこと。
また、小選挙区選挙における投票立会人は、国民審査の投票立会人となるものであること。
- ② 選任に当たっては、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て市町村委員会が選任すること。
- ③ 投票立会人は、投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務の全般に立会う職責を有すること。
- ④ 投票には常に2人以上5人以下の投票立会人が立ち会わなければならないこと。
- ⑤ 性別や年齢を問わず選任し、投票所の雰囲気や和らげるよう配慮すること。

ウ 投票事務従事者

- ① 投票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に事務従事の職務命令を行ってもらい、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。
- ② 投票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分に説明しておくこと。

エ 投票所の設備等

- ① 選挙期日の公示日以後、可能な限り速やかに入場券を交付すること。
入場券の記載誤り、誤配布等が生じないよう、執行体制に万全を期すとともに、日本郵便株式会社等との連携を密にし、配布計画の策定に当たること。
- ② 投票所の門戸には、小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ③ 投票用紙の交付及び投票の記載は、小選挙区選挙と比例代表選挙とが別々となるようにすること。
また、国民審査については比例代表選挙と併せて行うことができるようにすること。
なお、在外選挙人が国内で行う投票については、在外選挙人名簿との対照、在外選挙人証の提示、在外選挙人証への必要事項の記入等、一般の選挙人と異なる手続が必要となるため、その受付等の経路について十分に検討しておくこと。
また、在外選挙人に国民審査の投票用紙を誤って交付することのないよう注意するほか、総務省が作成した、郵便による在外投票用の投票用紙を誤って交付することのないよう万全を期すること。
- ④ 投票管理者席、投票立会人席、各係席等を明記しておくとともに、選挙人に投票順路、出入口等の表示が一見して分かるよう掲示しておくこと。
- ⑤ 投票記載所は、選挙人の投票の秘密が保持できるよう十分配慮すること。
- ⑥ 投票所内及び投票記載台の小選挙区選挙の氏名表及び比例代表選挙の政党等名称等掲示の内容にそれぞれ誤りがないか確認すること。
- ⑦ 選挙人へ投票の記載方法を分かりやすく周知するよう工夫すること。
- ⑧ 投票箱の表示に当たっては、「投票事務取扱要領」により表示をすること。
- ⑨ 視覚障がい者に対する便宜供与の一つとして、点字による候補者氏名票(小選挙区選挙用)、名簿届出政党等名称等票(比例代表選挙用)及び裁判官氏名票(国民審査用)を作成し、送付するので、次のとおり取り扱うこと。
ア 各点字氏名票は、各投票所の受付場所に少なくとも1部ずつ備え付け、視力に障がいのある選挙人から候補者の氏名、名簿届出政党等の名称、審査の対象となる裁判官の氏名等を確認したい旨の申出があったときは、これに応じるようにすること。
イ 点字氏名票(小選挙区)は候補者ごとに、点字氏名票(比例代表)は候補者届出政党等ごとに送付するので、法第175条第3項の規定に基づく順序によりつづること。
- ⑩ 投票所には必ず時計を用意するとともに、投票所の開閉は、投票所の入口を確認して正確に行うこと。
- ⑪ 日没後においても、選挙人が投票しやすいよう、案内や照明を設けること。
- ⑫ 歩行の困難な方への対策として、仮設スロープの設置等に配慮すること(「6 その他」参照)。

オ 投票の開始

- ① 投票所を開く時刻になったら、投票管理者は投票立会人が2人以上参集していることを確認すること。
この場合、投票立会人が2人に達しないときは、投票管理者は、直ちに2人に達するまで選挙権を有する者の中から選任すること。
- ② 最初に到着した選挙人の前で、全ての投票箱に何も入っていないことを確認（以下「空虚確認」という。）し、その旨を当該選挙人に文書で証明してもらうこと。
- ③ 選挙人名簿との対照に当たっては、入場券のみに頼ることなく、入場券、選挙人名簿等の記載内容のほか、本人が申し立てた内容と本人自身とをよく見比べるなどして当該選挙人本人であることを確認すること。
また、投票所内が混雑してきた場合においても、名簿対照業務が終了するまでは投票用紙を交付しないこと。選挙人が他の選挙人の投票状況等を容易に確認できる方法で対照事務を行わないこと。
- ⑤ 選挙人名簿に、他の市町村へ転出したという表示がしてある者が投票に来た場合は、当該選挙人の転出先の市町村の選挙人名簿に登録されている事実があれば元の住所地で投票させることができないので、この点を本人に確かめるとともに、二重登録の可能性のある者については、事前に転出先の市町村と連絡をとって登録の有無を確認しておくこと。
- ⑥ 補正登録すべき者があった場合は、市町村委員会は直ちに選挙人名簿に登録するとともに、その旨告示すること。
- ⑦ 投票用紙の交付に当たっては、小選挙区選挙と比例代表選挙とは別々に交付する（国民審査の投票用紙は、比例代表選挙の投票用紙と同時に交付する）とともに、それぞれ所定の用紙であることを確認して交付すること。
交付の際は、交付係からそれぞれ口頭で「このあさぎ色（薄い藍色）の投票用紙は、小選挙区選挙の投票用紙です。候補者個人の名前を記入してください。」「このピンク色の投票用紙は、比例代表選挙の投票用紙です。政党等の名称か略称を記入してください。」と説明する等、選挙人が投票の記載方法を誤らないよう十分配慮すること。
また、今回の衆議院選挙では、投票用紙の色については、総務省が作成する、郵便による在外投票用紙の色（小選挙区選挙：あさぎ色、比例代表選挙：ピンク色）に合わせることにし、併せて国民審査についてはうぐいす色とするとともに、交付誤り防止の観点から「小選挙区」「比例代表」の文字を可能な限り強調したので、投票用紙を取り違えないよう交付係への指導を徹底すること。
- ⑧ 国民審査の投票については、投票が強制にならないようにするとともに、受け取った投票用紙をそのまま持ち帰ることはできないので、投票を行わない場合は投票管理者に投票用紙を返してもらうように適切な指導を行うこと。
- ⑨ 選挙人から点字で投票したい旨の申出があったときは、「**点字投票**」と右肩に刷り込まれた点字投票用紙に選挙名を表示する点字シールを貼付して交付すること。
この場合、誤って他の選挙の点字シールを貼らないよう投票用紙と点字シールの印字及び色をよく確認するとともに、必ず投票用紙の右上から右下の方向（ただし、国民審査投票用紙については左上から右上の方向）に貼り付けること。
また、交付の際、交付係から上記⑦の説明に加え、口頭で「この投票用紙は小選挙区選挙です。点字で“シューギイン ショーセンキョク”と選挙の種類が表示してありますので御確認ください。候補者個人の氏名を記載してください。」等と説明すること。
- ⑩ 代理投票は、心身の故障その他の事由により、投票用紙に候補者の氏名等を自書することができない者に限られること。
代理投票の申請があった場合は、投票管理者は投票立会人の意見を聴いて代理投票を行わせるかどうか決定するとともに、補助者2人を投票所の事務に従事する者のうちから選任しなければならないこと（補助者本人の承諾を得る必要はない。）。

カ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、投票所閉鎖時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票管理者は、不在者投票及び在外投票の受理、不受理の決定に当たっては、投票立会人の意見を聴いて決定すること。
- ③ 投票箱は、そのふたを閉じた後は開いてはならないこと。
- ④ 投票管理者及び投票立会人は、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査のそれぞれの投票録を正副2通作成し、署名すること。
また、指定在外選挙投票区における投票所投票録は、一般のものとは様式が異なっているので注意すること。
なお、投票録に記載する選挙当日有権者数には、失権者は含まないが、期日前投票を行った者のうち選挙期日までに選挙権を失った者は含まれることに注意すること。
- ⑤ 投票箱は、投票管理者が投票立会人とともに開票管理者に送致すること。
この場合、送致目録を作成し、投票録等必要書類も併せて送致すること。

(2) 期日前投票所における投票

期日前投票については、10月20日（国民審査においても原則同様。ただし告示前4日以内に、新たな裁判官

の任命がされた旨の通知があった場合、審査期日の7日前)から行われるところであるが、当該事務の取扱いについては、次の事項に留意すること。

ア 投票管理者及び職務代理人

- ① 投票管理者及び職務代理人は、選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。
いずれも小選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。
また、小選挙区選挙における投票管理者及び職務代理人が、国民審査の投票管理者及び職務代理人となること。
- ② 期日前投票は当日投票同様、確定投票であることから、投票所と同じく投票管理者が常駐し、管理することとなること。

イ 投票立会人

- ① 市町村委員会は、選挙権を有する者の中から本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任すること。
なお、小選挙区選挙と比例代表選挙とで同一人を選任して差し支えないこと。
- ② 投票立会人の職務内容は、投票手続の立会い等を行うこととなるが、毎日投票箱の鍵の封印を行う点と期日前投票の期間の末日において投票箱の送致にあたる必要のない点が異なっているので留意すること。

ウ 期日前投票所の設備等

- ① 期日前投票所の門戸においても、必ず小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査の投票所である旨の表示がされた標札を掲げておくこと。
- ② 投票用紙の交付及び投票の記載は、小選挙区選挙と比例代表選挙とが別々になるようにするとともに、在外投票に関し、指定した期日前投票所においては、受付等の経路についても十分に検討しておくこと。
投票用紙の交付誤りのないように注意するとともに、交付及び投票の記載の流れについて十分に検討しておくこと。
- ③ 選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日まで、期日前投票所内の適当な箇所に小選挙区選挙の候補者氏名及び候補者届出政党名並びに比例代表選挙の政党等の名称及び略称を掲示すること。
なお、国民審査についても原則同様である。ただし告示前4日以内に、新たな裁判官の任命がされた旨の通知があった場合、審査期日の7日前から、審査に付される裁判官の氏名等の掲示をすることとなるため注意すること。
- ④ 期日前投票所における投票については、選挙期日の投票と同様に仮投票の制度が適用されること。

エ 投票の開始

投票箱の空虚確認は、期日前投票期間の初日のみではなく、投票箱の追加を行う場合には、その都度投票を行う前にその手続を行う必要があること。

また、投票箱に何も入っていないことを確認し、その旨を選挙人に文書で証明してもらうこと。

オ 投票所の閉鎖等

- ① 投票管理者は、期日前投票所を閉じるべき時刻になったら投票所の閉鎖宣言をするとともに、「期日前投票所の入口」を閉じること。
- ② 投票箱の閉鎖後は、一の鍵は投票管理者が封印し、他の鍵は投票立会人が封印することになること。
- ③ 投票箱を閉鎖してから翌日に開くまでの保管方法としては、原則として期日前投票所においてそのまま保管することとなるが、保管のため必要があれば期日前投票所外の金庫等に入れて保管することも可能であること。
- ④ 投票管理者は、期日前投票を行う各日に小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査のそれぞれの期日前投票所投票録を正副2通作成し、投票立会人とともに署名すること。
なお、指定在外選挙投票区における期日前投票所投票録は一般のものとは様式が異なっているので注意すること。
- ⑤ 投票箱は、期日前投票の期間の末日において、期日前投票所を閉鎖した後に、投票管理者が市町村委員会へ送致し、選挙の期日に市町村委員会が開票管理者へ送致すること。
この場合、送致目録を作成し、封印をした鍵、投票録等についても併せて送致すること。

2 開票事務

開票事務の取扱いについては、別添の「開票事務取扱要領」によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1) 開票管理者及び職務代理人

ア 開票管理者及び職務代理人の選任に当たっては、衆議院選挙の選挙権を有する者の中から市町村委員会が選任すること。

この場合、小選挙区選挙と比例代表選挙に同一人を選任できること。

また、小選挙区選挙における開票管理者と職務代理人がそれぞれ国民審査の開票管理者と職務代理人となるものであること。

イ 開票管理者は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効、無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ

迅速に処理されているかどうか、会場の秩序が十分保たれているかどうか等、開票事務の全般に渡り常に注意しなければならないこと。

なお、職務代理者がその職に就いたときも同様であること。

ウ 開票管理者と職務代理者とは同時に席を空けてはならないこと。

(2) 開票立会人

ア 開票立会人は、小選挙区選挙の候補者又は候補者届出政党及び比例代表選挙の名簿届出政党等が、その市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての本人の承諾書を添付して、選挙期日の前3日目（10月28日）の午後5時までに市町村委員会に届け出ることになっていること。

この場合、候補者、候補者届出政党及び名簿届出政党等は、同一人を他の選挙に係る開票立会人となるべき者として届け出ることにはできないので、届出の受理に当たっては十分注意すること。

また、小選挙区選挙の開票立会人は、国民審査の開票立会人となるものであること。

イ 開票立会人は、小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査についてそれぞれ3人以上10人以下でなければならないこと。

この場合、届出のあった者が10人以下のときは、その者が開票立会人となり、11人以上あるときは、その者の中から市町村委員会がくじにより開票立会人となるべき者10人を定めること。

また、同一の政党等に属する候補者から届出のあった者が3人以上あるときは、その中から2人をくじで定め、それ以外の者は開票立会人となれないこと。

この場合の政党等の所属は、候補者の届出をした政党、あるいは名簿届出政党等であって、開票立会人として届け出られた者の所属党派ではない点に注意すること。

(3) 開票事務従事者

ア 開票事務に他部局の職員を従事させる場合は、それぞれの任命権者に選挙事務従事の職務命令を行ってもらいほか、必要があれば、選挙管理委員会の「書記」に兼務させておくこと。

イ 開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、あらかじめ係編成及び事務分担を定めておくとともに、事前に事務内容等について十分説明しておくこと。

また、動きやすい衣服等（ウエア、シューズ等）を着用するよう、事前に指示しておくこと。

ウ 開票事務従事者は、その身分を明らかにし、関係者以外の入場者と区別するため、一定の記章又は腕章を必ず付けること。

エ 開票事務従事者は、開票参観人等に疑念を抱かれるような言動を厳に避けるよう留意すること。

(4) 開票所の設備等

ア 開票所の門戸には、必ず小選挙区選挙、比例代表選挙、国民審査の開票所である旨を表示した標札を掲げておくこと。

イ 投票点検台等については、開票事務が的確かつ迅速に処理されるよう、高さや配置等を工夫すること。

ウ 参観人等が投票点検台等に近づくことがないように措置すること。

エ 小選挙区選挙については、参観人、報道関係者の便宜のために各候補者の得票数を掲示する掲示板等を設けること。

また、比例代表選挙についても、可能な限り掲示を行うこと。

オ 開票所の照明については特に留意し、不測の停電等に備えて照明器具を必ず用意しておくとともに、必要に応じ、無停電装置等も準備しておくこと。

カ 参観人は、当該市町村の選挙人であることを要件とするので、受付簿を備え付け、その者の氏名、住所等を記入させること。

キ 複写機を利用できる開票所にあつては、開票結果一覧表を複写して参観人等に配布するなど、迅速に開票結果を有権者に知らせるよう配慮すること。

(5) 開票の開始

ア 開票管理者は、既に告示されている開票開始時刻になったら、小選挙区選挙及び比例代表選挙の開票立会人が

それぞれ3人以上いること及び全ての投票区の投票箱（期日前投票所の投票箱を含む。）を受領し、異常のないことを確認の上、開票開始宣言をすること。

この場合、それぞれの開票立会人が3人に達しないときは、開票管理者は直ちに3人に達するまで、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から選任すること。

イ 投票箱は全部を一度に開き、まず小選挙区選挙と比例代表選挙、国民審査との投票の分別を行い、その後、各投票区の投票の内容が分からないように混同すること。

この場合、開票管理者は仮投票、代理投票の仮投票及び投票所で不受理又は拒否の決定を受けた不在者投票及び在外投票がある場合は、当該投票の受理及び不受理を開票立会人の意見を聴いて決定しておくこと。

(6) 投票の処理

ア 投票の処理は、小選挙区選挙を先に行い、その後比例代表選挙、国民審査の順に行うこと。

イ 投票の処理に当たっては、事前に開票立会人にその事務処理体系を説明の上、事務処理が迅速に行えるよう協力を得ること。

ウ 疑問票の判定に対処するため、事前に過去の実例及び判例を研究しておくとともに、比例代表選挙の投票の効力の判定方法についても、事前によく研究しておくこと。

エ 投票の効力は、開票管理者が開票立会人の意見を聴いて、最終的に決定するものであること。

オ 投票結果については、投票者数、投票総数、有効投票数及び無効投票数について総合的に点検を行うこと。

この場合、**投票者数と投票総数との不一致については、再度その手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に「持ち帰りその他」等と処理することのないよう特に留意すること。**

カ 開票管理者は、投票結果の確認が終わったときは、必ず各候補者及び名簿届出政党等の得票数を朗読又は掲示して、開票結果を参観人等に周知すること。

キ 比例代表選挙の投票の処理は、小選挙区選挙の投票と混同するおそれが全くなかった状態を確認した上で開始すること（同様に、国民審査については比例代表選挙と混同するおそれがなくなった後とすること）。

ク 国民審査については、記号式投票とされているため、投票の効力の判定が衆議院選挙とは異なり、投票の集計方法も複雑であるので十分留意すること。

ケ 開票管理者は、開票が終了したときは、小選挙区選挙、比例代表選挙及び国民審査についてそれぞれの開票録を正副2通作成し、開票立会人とともに署名すること。

3 投票及び開票速報

投票及び開票の速報並びに速報投票区の投票速報（該当市町村のみ）については、「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における投票速報及び開票速報の取扱いについて（通知）」（令和3年9月3日付第202100130419号本職通知）によるほか、次のことに留意すること。

(1) 速報担当者

県への速報担当者は、県からの電話確認等に的確に対応できるよう、投開票事務の進捗状況を常に把握しておくこと。

また、県との連絡が常時取れるよう体制を整備しておくこと。

(2) 速報の迅速性及び正確性の確保

速報の迅速性及び正確性の確保はもちろんのことであるが、報告に当たっては、必ず複数の者と数値の読み合わせを行うとともに、進捗管理を徹底すること。

4 選挙時登録者数及び当日有権者数等の報告

衆議院選挙の選挙時登録者数及び当日有権者数の報告については、「第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における各種報告等について（通知）」及び「第49回衆議院議員総選挙における選挙人名簿の整理について」により通知するので、所定の様式により報告すること。

(1) 選挙時登録者数及び在外選挙人名簿登録者数については、公示日前日（10月18日）の正午まで報告すること。

(2) 当日有権者数（在外含む）については、選挙期日前日（10月30日）の正午までに報告すること。

なお、当日有権者数には、住所移転により表示がなされている者も含まれるので注意すること。

5 開票録等及び確定報告書の検収

衆議院選挙及び国民審査の開票録の検収は、別に通知する「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票録等の検収について（通知）」に、確定報告書の検収は、別に通知する「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙結果報告書（確定報告書）」について（依頼）」によること。

6 その他

- (1) 開票事務は、正確性が第一であることはもちろんであるが、その速報性についても報道機関、ひいては選挙人から要請されているところである。
他県等においても、近年、開票事務の迅速化に対する取組みが検討、実践されているところであるので、各市町村においても、他団体の先進事例の取組みをマニュアルに反映させたり、前回の衆議院議員選挙、参議院議員選挙及び統一地方選挙をベースに時間短縮の目標を設定するなど、開票事務の迅速化に向けた取組みを行うこと。
- (2) 投票所は、選挙人の便宜を考慮して、当該投票区の中で最も適当な施設を選定して設けることとし、選挙人の便宜のため、例えば土足で出入りができるように配慮すること。
- (3) 投票所及び開票所は可能な限り1階に設けるとともに、床等に段差がある場合は、高齢者や歩行が困難である身体障がい者等の便宜のため、スロープを設置するなど適切な措置を講じること。
- (4) 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては、投票の順路についての案内や誘導を行うこと。
- (5) 身体等に障がいがある選挙人に対しては、付添人も含めて、その対応には十分配慮すること。特に代理投票を行わせる場合には制度の趣旨を十分に説明し、本人の意思を尊重した丁寧な対応を行うこと。
- (6) 投票所内における氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期すること。
また、投票所に虫めがねや老眼鏡を備え付けるなど、選挙人が候補者氏名、名簿届出政党等の内容を容易に確認できるようにできる限りの便宜を図ること。

(8) 諸物品の輸送計画について(通知)

第202100162279号
令和3年10月1日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査において
使用する諸物品の輸送計画について（通知）

このことについて、下記のとおり送付（受渡し）しますので、別紙を参照の上、確実に受領していただきますようお願いいたします。

また、鳥取市、岩美町及び八頭郡3町の選挙管理委員会事務局におかれましては、下記1の送付（受渡し）日における担当者の派遣をお願いいたします。

なお、投票用紙の保管については、盗難、紛失、焼失等の事故がないように万全の措置を講じられることを特にお願いいたします。

記

- 1 送付（受渡し）日
第1回 令和3年10月6日（水）
第2回 未定
※第2回輸送日については、選挙期日未確定のため未定です。
別途県選挙管理委員会が指定する選挙期日の公示日から、選挙期日までの1日とします。
※積み込む物品の納入状況により第3回を実施することがあります。
- 2 送付（受渡し）物品の種類
別紙1のとおり

- 3 送付（受渡し）物品の数量
別紙2のとおり
- 4 受渡方法
別紙3のとおり
- 5 輸送計画
別紙4のとおり
- 6 留意点
諸物品の受け渡しに当たっては受領書を徴するので、担当職員は印章を持参すること。
また、その際本人確認を行うので身分証明書を提示すること。

(別紙1)

送付物品の種類

輸送区分	選挙啓発	番号	送付物品の名称	小選	比例	国審	備考
第1回輸送 10/6 (水)	選挙物資・投票諸用紙等	1	一般用投票用紙	○	○	○	
		2	船員用不在者投票用紙	○	○	○	
		3	点字投票用紙	○	○	○	
		4	点字シール	○	○	○	
		5	不在者投票用外封筒（公印あり）	○	○	○	
		6	不在者投票用外封筒（公印なし）	○	○	○	
		7	郵便投票用外封筒（本人用）	○	○	○	
		8	郵便投票用外封筒（代理記載あり）	○	○	○	
		9	不在者投票用内封筒	○	○	○	
		10	仮投票用封筒	○	○	○	
		11	不在者投票事務処理簿（一般）	○	○	○	
		12	不在者投票事務処理簿（在外）	○	○		
		13	不在者投票に関する調書（一般）	○	○	○	
		14	在外選挙人の不在者投票に関する調書	○	○		
		15	在外投票に関する調書	○	○		
		16	期日前投票所投票録（一般）	○	○	○	
		17	期日前投票所投票録（在外）	○	○		
		18	不在者投票証明書用封筒		○		共通
		19	期日前投票宣誓書		○		共通
		20	不在者投票宣誓書・請求書		○		共通
		21	不在者投票証明書		○		共通
		22	在外投票事務処理簿	○	○		
		23	投票用紙送付票		○		共通
		24	投票用紙及び投票用封筒精算書		○		共通
		25	郵便等投票証明書（本人用）		○		共通
		26	郵便等投票証明書（代理記載用）		○		共通
		27	選挙人名簿登録証明書		○		共通
		28	依頼書		○		共通（見本）
		29	請求書（甲）		○		共通（見本）
		30	投票用紙等送付書（甲）		○		共通（見本）
		31	不在者投票用紙等請求書兼送付書（乙）		○		共通（見本）
		32	有効投票決定箋	○			国審のみ

第2回輸送	・ 投票諸用紙 ・ 選挙公報等	1	投票所投票録 (一般)	○	○	○	
		2	投票所投票録 (在外)	○	○		
		3	開票録	○	○	○	表紙を含む
		4	有効投票決定箋	○	○		小選挙区・比例は 第2回で輸送
		5	無効投票決定箋	○	○	○	
		6	疑問票効力決定箋	○	○		
		7	按分票効力決定箋	○	○		
		8	投票計算書			○	
		9	得票集計表	○	○	○	
		10	選挙公報			○	
別途輸送	選挙物資・啓発用物資等	1	展示氏名票等	○	○	○	期日前・当日とも
		2	政党名掲示		○		当日分のみ
		3	政党名・名簿登載者氏名掲示		○		当日分のみ
		4	候補者申入書		○		共通
		5	啓発用ウェットティッシュ		○		共通、業者直送
		6	選挙のしおり		○		共通、業者直送
		7	啓発用バスマスク		○		共通、業者直送
		8	国作成ポスター		○		共通
		9	国作成点字パンフレット		○		共通
		10	国作成音声CD		○		共通
		11	国作成リーフレット		○		共通
		12	県作成啓発用ポスター		○		共通
		13	啓発用懸垂幕・横断幕		○		共通
		14	最高裁判所裁判官の氏名等掲示			○	期日前・当日とも
		15	注意書き			○	期日前・当日とも

(別紙2)～(別紙4)略

(9) 総選挙の執行について(依頼)

第202100168760号
令和3年10月14日

各市町村選挙管理委員会事務局長 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の執行について (依頼)

本日、衆議院が解散されたことに伴い、第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査が、下記のとおり執行される予定です。

については、貴委員会の管理執行事務に遺漏のないようよろしくお願いします。

なお、このことについて、別添写しのとおり関係機関へ依頼しましたので、併せてお知らせします。

記

- 1 選挙の期日 (審査期日) 令和3年10月31日 (日)
- 2 選挙期日の公示日 (審査期日の告示日) 令和3年10月19日 (火)

第202100168760号
令和3年10月14日

鳥取地方検察庁検事正
鳥取地方法務局長
各放送事業者代表者
各バス事業者代表者
各金融機関代表者
各不在者投票管理者 } 様

鳥取県選挙管理委員会事務局長
(公 印 省 略)

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査の執行について (依頼)

各種選挙の執行に当たりましては、格別の御配慮をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、衆議院が解散されたことに伴い、第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査が、下記のとおり執行される予定です。

については、この選挙の執行に当たり、貴機関の格別の御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 選挙の期日 (審査期日) 令和3年10月31日 (日)
- 2 選挙期日の公示日 (審査期日の告示日) 令和3年10月19日 (火)

(送付先)

日本放送協会鳥取放送局長
日本海テレビジョン放送株式会社代表取締役社長
山陰中央テレビジョン放送株式会社代表取締役社長
株式会社山陰放送代表取締役社長
株式会社エフエム山陰代表取締役社長
日ノ丸自動車株式会社代表取締役社長
日本交通株式会社代表取締役社長
株式会社山陰合同銀行頭取
株式会社鳥取銀行頭取
鳥取信用金庫理事長
米子信用金庫理事長
倉吉信用金庫理事長
鳥取地方検察庁検事正
鳥取地方法務局長
各不在者投票管理者

(10) 衆議院議員総選挙における速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて(通知)

第202100130418号
令和3年9月3日

鳥取市
米子市
倉吉市
境港市
岩美町
八頭町
琴浦町
大山町
日南町

選挙管理委員会委員長 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公印省略)

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に
おける速報投票区の投票状況の速報の取扱いについて(通知)

令和3年に執行予定の第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査における速報投票区の投票状況に係る速報については、別添の「衆議院小選挙区選出議員選挙 推定投票率速報要領」により実施しますので、特に下記事項に注意して、この速報が迅速かつ的確に行われますようお願いいたします。

記

- 1 投票期日の9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、19時30分及び20時の各現在時における速報を行うこと(計13回)。
- 2 速報時刻には、貴委員会に対して電話により定時照会を行うので、速報責任者は、速報時刻の10分前現在で投票者数を確認し、電話口で待機すること。
- 3 報告に使用する様式
別添のとおり。
※推定投票率は県選挙管理委員会がかかる電話で口頭により報告するものであり、当該様式を県へ送信する必要は無い(各市町村において記録等を行うためのもの。)
※別添省略

3 委員長及び選挙長告示

令和3年10月15日 金曜日

鳥 取 県 公 報

号外第90号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第14号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を令和3年10月18日と定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第15号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項に規定する掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができることとなる日を令和3年10月19日と定めたので、同法第144条の2第5項の規定により告示する。

令和3年10月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務を代理する者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区

- | | | |
|---------------|-----------------|--------|
| (1) 選挙長 | 鳥取市浜坂三丁目5-10 | 大口 久志 |
| (2) 選挙長の職務代理者 | 鳥取市吉方町一丁目201-12 | 島田 真紀子 |

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区

- | | | |
|---------------|----------------|--------|
| (1) 選挙長 | 東伯郡琴浦町赤碓1971-2 | 藤村 実千子 |
| (2) 選挙長の職務代理者 | 東伯郡北栄町国坂219 | 齋尾 安広 |

3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------|
| (1) 選挙分会長 | 鳥取市浜坂三丁目5-10 | 大口 久志 |
| (2) 選挙分会長の職務代理者 | 鳥取市吉方町一丁目201-12 | 島田 真紀子 |

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙長又は選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区の選挙長

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区の選挙長

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

3 衆議院比例代表選出議員選挙の選挙分会長

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

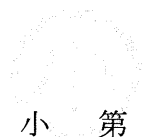
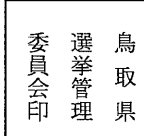
鳥取県選挙管理委員会告示第19号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和3年10月19日

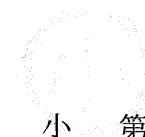
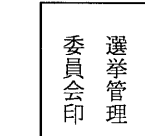
鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

(衆議院小選挙区選出議員選挙の投票用紙)

こうほしやしめい 候補者氏名	 第四十九回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票	点 字 投 票
	 鳥取県 選挙管理 委員会印	
○ 注 意		
1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。		
2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。		

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

こうほしやしめい 候補者氏名	 第四十九回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票
	 鳥取県 選挙管理 委員会印
○ 注 意	
1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。	
2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	

備 考

- 1 用紙はあさぎ色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

(衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙)

せいとう た せいじ 政党その他の政治 だんたい めいしょうまた りやくしょう 団体の名称又は略称	第四十九回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票	点 字 投 票
鳥取県 選挙管理 委員会印		
○ 注 意 せいとう た せいじ だんたい めいしょうまた りやくしょう 政党その他の政治団体の名称又は略称 は、欄内に一つ書くこと。		

せいとう た せいじ 政党その他の政治 だんたい めいしょうまた りやくしょう 団体の名称又は略称	第四十九回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票	
鳥取県 選挙管理 委員会印		
○ 注 意 せいとう た せいじ だんたい めいしょうまた りやくしょう 政党その他の政治団体の名称又は略称 は、欄内に一つ書くこと。		

備 考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

備 考

- 1 用紙はピンク色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第21号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定める

じを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日 時 令和3年10月19日 午後6時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第22号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区
 - (1) 日 時 令和3年10月19日 午後5時10分
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区
 - (1) 日 時 令和3年10月19日 午後5時10分
 - (2) 場 所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙
 - (1) 日 時 令和3年10月20日 午前9時
 - (2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第23号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日 時 令和3年10月19日 午後5時50分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 - (2) 日 時 令和3年11月2日 午後1時30分
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙会
 - (1) 場 所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
 - (2) 日 時 令和3年11月2日 午後1時30分
- 3 衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会
 - (1) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

(2) 日 時 令和3年11月2日 午後2時

鳥取県選挙管理委員会告示第25号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第15条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第15条において準用する公職選挙法施行令第81条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 審査分会長 鳥取市浜坂三丁目5-10 大口 久志
- 2 審査分会長の職務代理者 鳥取市吉方町一丁目201-12 島田 真紀子

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町一丁目220鳥取県庁においてその事務を行う。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条第1項及び第2項の規定に基づき、令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和3年10月19日

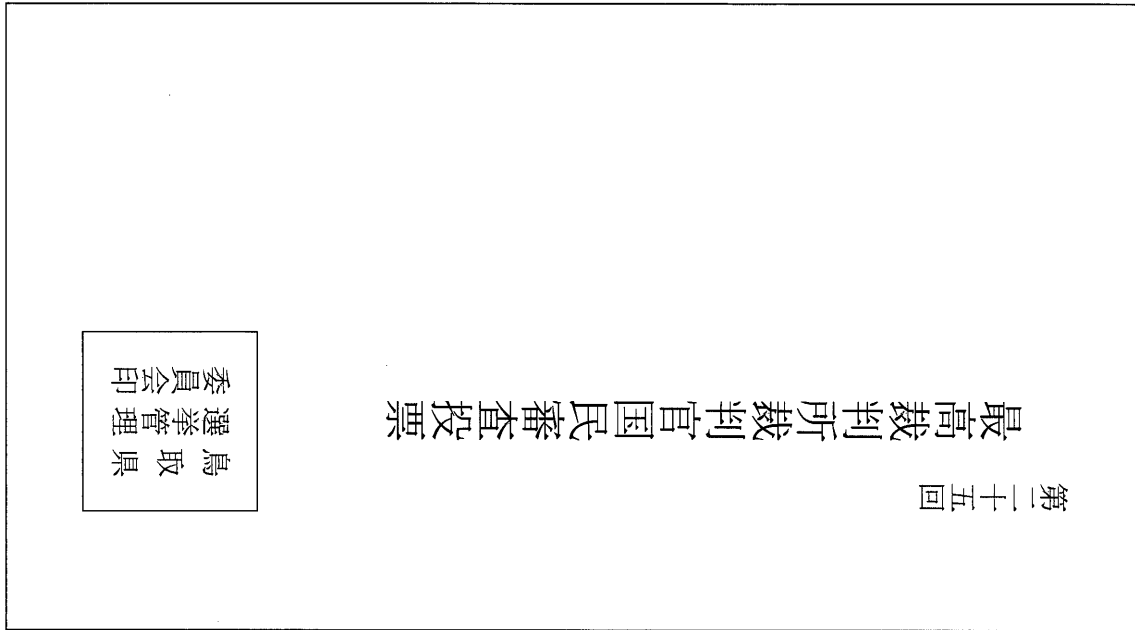
鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

(最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙)

表

											×を書き欄 <small>か らん</small>	一 やめさせた方がよいと思う裁判官について 意 意 は、その氏名の上の欄に×を書くこと。 二 やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かないこと。 <small>ちゅう注</small>
											裁判官の氏名 <small>さいばんかん しめい</small>	

裏



備考

- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は刷込み式とする。
- 3 裁判官の氏名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第6条の規定に基づき、令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

(最高裁判所裁判官国民審査の点字投票用紙)

点字投票 第二十五回 最高裁判所裁判官 国民審査投票 鳥取県 選挙管理 委員会印	一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるとき は、その氏名を書くこと。 二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないと きは、何も書かないこと。
--	---

備考

- 1 用紙はうぐいす色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第29号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

令和3年10月31日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第34条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 令和3年11月2日 午後2時30分

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選

挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 令和3年10月28日 午後5時10分

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において候補者届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和3年10月19日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 藤 村 実 千 子

- 1 場 所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
- 2 日 時 令和3年10月28日 午後5時10分

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長告示第1号

令和3年10月31日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和3年10月19日

衆議院比例代表選出議員選挙鳥取県分会選挙分会長 大 口 久 志

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 令和3年10月28日 午後5時20分

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第31号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により候補者1人につき選挙運動に関して支出することができる金額は次のとおりであるので、同法第196条の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区の候補者 22,567,800円
- 2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区の候補者 22,620,300円

鳥取県選挙管理委員会告示第32号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和3年10月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,318
鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数	46,587
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	144,311
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,629
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,783
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,868
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,419
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,210
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,579
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,267
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,518
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,017

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第33号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において実施する政見放送における各候補者届出政党の政見放送の日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定により次のとおり定めたので、告示する。

令和3年10月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

実施放送局	テレビ、ラジオの別	回数	放送日時			放送の順序		
			月 日	曜日	開始時間	1	2	3
日本放送協会鳥取放送局	テレビ	第1回	10月28日	木	午前7時25分	日本共産党	立憲民主党	自由民主党
	ラジオ	第1回	10月27日	水	午前8時00分	日本共産党	立憲民主党	自由民主党
株式会社山陰放送	テレビ	第1回	10月25日	月	午前11時00分	日本共産党	立憲民主党	自由民主党
日本海テレビジョン放送株式会社	テレビ	第1回	10月28日	木	午後3時50分	自由民主党	立憲民主党	日本共産党

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において、次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第13項の規定により告示する。

令和3年10月20日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区選挙長 大 口 久 志

届出受理番号	候補者届出政党の名称	候補者氏名	本籍	住 所	年齢	職 業
		候補者届出政党の一のウェブサイト等のアドレス			候補者の一のウェブサイト等のアドレス	
1	自由民主党	いしば 石破 しげる	鳥取県	鳥取県鳥取市	64歳	無職
		https://www.jimin.jp/			https://www.ishiba.com/	
2	日本共産党	おかだ 岡田 まさかず	鳥取県	鳥取県岩美郡岩美町	39歳	政党役員
		http://www.jcp.or.jp/			https://twitter.com/OkadaAim990	

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長告示第2号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区において、次のとおり候補者の届出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第13項の規定により告示する。

令和3年10月20日

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区選挙長 藤 村 実 千 子

届出 受理 番号	候補者届出 政党の名称	候補者氏名	本籍	住 所	年齢	職 業
		候補者届出政党の一のウェブサイト等のアドレス		候補者の一のウェブサイト等のアドレス		
1	自由民主党	あかさわ 赤沢 りょうせい	鳥取県	鳥取県米子市	60歳	自由民主党 選挙区支部 長
		http://www.jimin.jp/			https://www.ryosei-akazawa.com	
2	立憲民主党	ゆはら しゅんじ 湯原 俊二	鳥取県	鳥取県米子市	58歳	政党役員
		https://cdp-japan.jp			https://www.yuhara.net/	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第34号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名並びに当該当選人に係る候補者届出政党の名称は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条第2項の規定により告示する。

令和3年11月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

1 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区における当選人

住 所	氏 名	候補者届出政党の名称
鳥取県鳥取市上町36	石 破 茂	自由民主党

2 衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第2区における当選人

住 所	氏 名	候補者届出政党の名称
鳥取県米子市日ノ出町一丁目6-40	赤 澤 亮 正	自由民主党

4 選挙事務執行体制等

(1) 事務分担表

第49回衆議院議員総選挙・第25回最高裁判所裁判官国民審査事務分担表

委員長 大口久志
 委員長代理 藤村実千子
 委員 金田和寿
 委員 山根勝

係名	事務分担	40名（前回H29：36名）	
		主査	副査
総括	○選挙事務の総括に関する事	島田事務局長 小寺次長兼庶務係長	渡邊参事 宮本次長
	○選挙事務の連絡調整に関する事 ○報道機関等への情報提供に関する事	宮本次長 進藤係長	小寺次長兼庶務係長 宮本次長
管理係	○諸規程の整備に関する事 ○選挙管理委員会の議案に関する事 ○選挙管理委員会、選挙（分会）長の告示に関する事 ○市町村選挙管理委員会及び指定病院等の一般指導に関する事 ○取締機関及び報道機関との連絡に関する事（管理執行関係） ○選挙事務の一般管理に関する事 ○供託金の管理に関する事 ○他の係に属しない事項に関する事	進藤係長 橋本書記 田中書記 藤田書記 北村書記 日下部書記（税務課） 小谷書記（交流推進課）	宮本次長
市町村候補者公営係	○係事務の総括に関する事 ○政見放送に関する事 ○選挙公報、審査公報に関する事 ○投票用紙の作成に関する事 ○不在者投票等事務諸用紙の作製に関する事 ○立候補届出諸用紙の作製に関する事 ○候補者公営に関する諸用紙の作製に関する事 ○政治団体関係諸用紙及び「七つ道具」等の作製に関する事 ○氏名等掲示に関する事 ○投・開票事務諸用紙の作製に関する事 ○点字氏名票、点字版等「選挙のお知らせ」に関する事 ○物資輸送に関する事	清水補佐 清水補佐 山本補佐 土井書記 中住書記 竹内書記 竹内書記 滝本書記 田栗書記 滝本書記 藤田書記	山本補佐 中住書記 土井書記 山本補佐 清水補佐 滝本書記 滝本書記 竹内書記 清水補佐 竹内書記 清水補佐
	○各種印刷立会、比例・審査公報原稿輸送に関する事	（県民参画協働課） 高橋書記、古川書記、懸樋書記 （文化政策課） 毎野書記、福田書記、原島書記、湯浅書記 （スポーツ課・関西WMG課） 坂田書記、西小路書記 （中山間・地域政策課） 谷口書記、田村書記 （地域交通政策課） 有田書記、山根書記、長谷川書記 （文化財課） 西村書記 （とっとり弥生の王国推進課） 北浦書記、梅村書記	
啓発係	○臨時啓発に関する計画の立案に関する事 ○臨時啓発事業の実施（啓発物資の作製・街頭啓発など）及び市町村の啓発事業に関する事	渡邊参事 島谷補佐・福永書記	島谷補佐 渡邊参事
速報係	○報道機関との連絡に関する事（投開票速報関係） ○国への速報に関する事 ○投・開票速報に用いる物資の作製に関する事 ○投・開票速報（運用関係）に関する事 ○投・開票速報（HP、ウェブ関係）に関する事	嶋本書記 橋本書記 嶋本書記 嶋本書記 嶋本書記	宮本次長 嶋本書記 橋本書記 矢田部書記（情報政策課） 矢田部書記（情報政策課）
庶務経理係（常時併任）	○庶務経理の総括に関する事 ○候補者公営費の支払いに関する事 ○選挙の執行経費に関する事 ○不在者投票特別経費交付金に関する事 ○選挙（分会）長、立会人等への旅費、報酬の支払いに関する事 ○その他の支払い事務に関する事	小寺次長兼庶務係長 安養寺補佐 田中書記 北村書記 北村書記 北村書記	安養寺補佐 北村書記 藤田書記 田中書記 安養寺補佐 安養寺補佐

備考1) 各係の起案における文書審査は、当該係の補佐が行うことを基本とする。
 備考2) 立候補受付時の体制は別途。2区選挙長事務は、西部総合事務所において補助執行。選挙係長経験者を書記併任派遣
 備考3) 投開票速報の体制は別途。上記担当者とは別に他課職員を書記に併任し、又は職務従事命令により体制を組む。
 前々回 地域振興課21名+3名（管理係応援）+他課7名（交通2、教学1、統計1、男女1、東部振興1、情報政策1）
 前回 地域振興課21名+4名（管理係応援）+他課11名
 今回 市町村課20名+2名（管理係応援）+他課18名

(2) 投開票速報実施要領等

ア 推定投票率速報要領

衆議院小選挙区選出議員選挙 推定投票率速報要領

1 速報期日

令和3年10月31日（日）

2 速報を行う投票区（速報投票区）

次の速報投票区において、速報現時の小選挙区の投票者数の報告を行ってください。

市町村名	速報投票区名	投票所施設名	投票区電話番号	県選管電話番号
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	別途連絡	別途連絡
米子市	第8投票区	米子児童文化センター		
倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館		
境港市	第4投票区	境西地区学習等供用施設(しおさい会館)		
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所		
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター		
琴浦町	第11投票区	赤碕地区公民館		
大山町	大山第2投票区	大山公民館		
日南町	第2投票区	日南町役場		

※岩美町、琴浦町、大山町及び日南町の投票所は午後7時まで。

3 各市町の速報責任者

各市町委員会は、速報投票区に速報責任者を配置し、速報を行ってください。

4 速報要領

(1) 速報は、次の現時により行ってください。

9時、10時、11時、12時、13時、14時、15時、16時、17時、18時、19時、 19時30分及び20時（計13回）
--

(2) 上記(1)の時刻には、県選管から電話による定時確認を行いますので、速報投票区の速報責任者は、速報時刻の10分前現在での小選挙区の投票者数（累計）を男・女・計別に記録し、電話口で待機してください。

当日有権者数については、9時現在の定時確認の際にのみ確認するものとします。

(3) 使用する電話

速報投票区において使用する電話番号は、上記2の表のとおりです。（別途連絡）

(4) 報告の方法

速報責任者は、発信の際「〇〇市（町）、第〇〇投票区〇時現在投票速報」と呼称した後、「投票者数、男〇〇名、女〇〇名、計〇〇名」と報告してください。

(5) 期日前投票・不在者投票及び在外投票者数の取扱い

ア 期日前投票者数 … 報告数値に加える。【注意】

イ 不在者投票者数及び在外投票者数 … 報告数値から除外する。【注意】

(6) 県選管の受信者は、速報投票区からの速報を聞き取ったときは、その内容を反復して確認するとともに、発信者、受信者が相互に氏名を確認することとします。

5 推定投票率の算定（県選管）

(1) 推定投票率は、速報投票区の当日有権者数で、速報時刻（上記4（1））現在の男・女・計の投票者数を除して、各速報投票区の投票率を算出し、公表責任者に報告するものとします。

(2) 投票率は、百分率（%）により、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出するものとします。

(3) 県全体の推定投票率は、次の算式により算出するものとします。

$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right]}{\text{県の当日有権者数}}$$

イ 投・開票速報実施要領

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査 投・開票速報実施要領

1 通常時の速報報告（ファクシミリ）

- ・各市町村からの当日有権者速報、投票速報、開票速報は、原則としてファクシミリにより行います。
- ・ファクシミリ送信機は、送信様式に汚れが入らないよう、読み取り部をきれいにしておいてください。
- ・ファクシミリ送信機に送信先番号を登録しておくなど、誤送信のないよう必要な措置を講じておいてください。
- ・送信様式は必ずA4版とし、下記（0）①以外の様式では報告しないでください。

（0）一般的事項

- ①県選管への報告は、県選管が定めた様式又は予め県選管の了解を受けた市町村調製様式により行ってください。

区分	県選管が定めた様式（統一様式）	市町村調製様式
投票速報	(1-A) 衆議院小選挙区選挙投票速報発信票 (2-A) 衆議院比例代表選挙投票速報発信票 (3-A) 国民審査投票速報発信票	予め県選管の了解を受けたもの
開票速報	(1-B) 衆議院小選挙区選挙開票速報発信票 (2-B) 衆議院比例代表選挙開票速報発信票 (3-B) 国民審査開票速報発信票	
開票速報（中間報）	(1-C) 衆議院小選挙区選挙開票中間速報発信票	
無効投票速報	(1-D) 衆議院小選挙区選出議員選挙無効投票速報発（受）信票 (2-D) 衆議院比例代表選出議員選挙無効投票速報発（受）信票 (3-D) 最高裁判所裁判官国民審査無効投票速報発（受）信票	不可

- ②様式への記入はパソコン入力を原則とし、やむを得ず手書きによる場合は、ファクシミリ送信に耐えられるよう明瞭に記入してください。
- ③送信前に必ず記入者以外の者との2人1組で読み合わせを行ってください。
- ④県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）へファクシミリを送信した後、機器の「送信結果」を表示するなどして送信状況を必ず確認してください。
- ⑤投開票連絡責任者は、県選管に予め報告した連絡用電話が受け取られるよう常時待機態勢を整えてください。
- ⑥送信は、迅速かつ正確に行い、決して忘れてたり遅れたりすることのないようにしてください（速報事務に大きな混乱を起こすと同時に、報道機関への公表にも影響するため。）。
- 予定時刻までに投票結果の報告のない市町村に対しては、県選挙管理委員会事務局長の指示により、督促する場合があります。
- ⑦送信のあった様式のうち小選挙区選挙及び比例代表選挙の開票速報（市部のみ小選挙区選挙の中間報を含む）は、県選管から報道機関へ写しを提供します（訂正があった場合は、投票速報も提供します。）。

（1）当日有権者速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票前日12時まで	県選管にファクシミリにより報告

- ・「国内+在外」、「国内」、「在外」があることに留意。

（2）投票速報

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 各投票所からの報告の集計が終わり次第	県選管にファクシミリにより報告 (小選挙区、比例代表、国民審査の順)

- ・小選挙区及び比例代表にあつては、「国内+在外」、「国内」、「在外」があることに留意。
- ・報告数には、期日前投票、不在者投票を含めた数字を報告してください。
- ・選挙当日有権者数には、期日前投票を行った者のうち、選挙期日までに選挙権を有しなくなった者を含みません。
- ・報告を行う際は、様式左上の位置に「市町村名」を明瞭に記入すること。
- ・選挙当日の有権者数について、投開票日の前日に報告した数値から異動がある場合は、必ず異動理由を様式下部に記載すること。（例）死亡により 男1名 女1名 計2名減

（3）開票速報

開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う「確定報」と開票の中間状況を速報する「中間報」（4市のみ）の2種類がありますが、次表のとおり速報してください。

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日 《開票速報》 各市町村の投票の点検、集計が終わり次第 《4市中間報》 小選挙区：21時30分から30分おき報告 (例：21時30分については、21時20分から30分までの間に報告) ※中間報は、「開票率0」の場合でも必ず行うこと。	県選管にファクシミリにより報告 (小選挙区、比例代表、国民審査の順)

- ・市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県選管に報告後、各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応してください。
- ・開票速報の報告を行う際は、様式左上の位置に「市町村名」を明瞭に記入すること。
- ・中間報の報告を行う際は、様式中央上の位置に「市名」及び「公表時刻」を明瞭に記入すること。
- ・候補者氏名及び政党等名は届出順、裁判官氏名は告示順に記載すること。

(4) 訂正報

報告した数値に間違いを発見した場合は、直ちに訂正速報を下記によりお願いします。

- ア 訂正理由を帳票の余白に記入し、数値を修正した上で、帳票の訂正箇所の該当数値の前に○印をつけて帳票の右上に「訂正後」と記入し、訂正前の帳票の右上に「訂正前」と明記したものと併せて、県選管にファクシミリ送信する。
- イ アの直後に電話(下記3(3)の番号)により訂正速報を行う旨を連絡し、訂正箇所と訂正理由を報告する。

(5) 無効投票速報

無効投票についても速報を入れる必要があるので、御注意ください。

報告者	報告時刻	報告の方法
速報責任者	投票当日開票速報(確定報)に引き続き	無効投票の内訳を県選管にファクシミリにより報告

- ・県選管は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出しますので、開票速報責任者は、県選管からの解除指示があるまでは待機し、緊急連絡が取れるようにしてください。
- なお、速報の際は、併せて無効投票率＝無効投票速報発信票「合計」÷開票速報「投票総数」も速報してください。この場合の無効投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求めてください。

(6) 推定投票率速報 (小選挙区)

- ・推定投票率速報は、下記の投票区において、ファクシミリによらず、県選管からの電話聞取により実施します。
- ・実施方法については、「衆議院小選挙区選出議員選挙推定投票率速報要領」により行ってください。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907
米子市	第8投票区	米子児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114
境港市	第4投票区	境西地区学習等供用施設(しおさい館)	境港市大正町97-1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町浦富2539-15
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10-1
琴浦町	第11投票区	赤碕地区公民館	琴浦町大字赤碕1547-5
大山町	大山第2投票区	大山公民館	大山町末長269-1
日南町	第2投票区	日南町役場	日南町霞800

2 非常時の速報報告(電話による報告)

機器の故障などファクシミリによる報告ができない場合は、次により報告してください。

- (1) 県選管に対して、ファクシミリによる報告ができない旨と現在の状況を電話で連絡してください。(連絡先は、1(4)訂正報の場合と同じ)
- (2) 報告は電話による読み上げで行います。まずは、報告する内容(小選挙区か比例代表か或いは国民審査か、投票速報か開票速報かなど)を伝え、県担当者の指示により、各項目の数値を読み上げてください。
読み方は、「4527(よんせん ごひゃく ふたじゅう なな)」という要領とし、県担当者からは、「よんごにい なな」という要領で反復します。
- (3) 集計ソフト等を活用している場合で、ファイルの作成や帳票の出力もできない際には、予め県が定めている統一様式に記入してください。(予め印刷して準備しておいてください。)

3 問合せ先等

- (1) 投・開票速報の報告に関する質疑

投開票当日以外	投開票当日
(0857)26-7581/7058	(0857)26-7057/7580

- (2) その他管理執行に関する質疑
(0857)26-7058/7061
- (3) 報告用のファクシミリ番号
- | | | |
|---|---|---------------|
| 鳥取市、倉吉市、岩美町、若桜町、
智頭町、八頭町、三朝町 | } | (0857)26-8129 |
| 米子市、境港市、湯梨浜町、琴浦町、
北栄町、日吉津村、大山町、南部町、
伯耆町、日南町、日野町、江府町 | | |

ウ 投票・開票状況公表要領

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査 投・開票状況公表要領

令和3年10月11日
鳥取県選挙管理委員会事務局

衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区」という。）及び衆議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表」という。）並びに最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の投票・開票状況の公表は、次により行います。

1 投票状況の公表

(1) 推定投票率

ア 推定投票率は、小選挙区についてのみ、次の速報投票区の投票状況により推定します。

市町村名	投票区名	施設名	所在地
鳥取市	第4投票区	鳥取市立西中学校体育館	鳥取市寿町907
米子市	第8投票区	米子児童文化センター	米子市西町133
倉吉市	第5投票区	西郷小学校体育館	倉吉市下余戸114
境港市	第4投票区	境西地区学習等供用施設（しおさい館）	境港市大正町97-1
岩美町	浦富第2投票区	鳥取県漁業協同組合浦富支所	岩美町浦富2539-15
八頭町	第17投票区	八東体育文化センター	八頭町富枝10-1
琴浦町	第11投票区	赤碓地区公民館	琴浦町大字赤碓1547-5
大山町	中山第3投票区	中山農村環境改善センター	大山町下甲1120
日南町	第2投票区	日南町役場	日南町霞800

※岩美町、琴浦町、大山町及び日南町は午後7時まで。

イ 公表の時間及び方法

時間	方法
9時、10時、11時、12時、13時、 14時、15時、16時、17時、18時、 19時、19時30分、20時現在の推定投票率 (計13回)	1)一覽表（紙媒体）を県政記者室に提供（17部） 2)BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3)鳥取県選挙管理委員会ホームページ（以下「HP」という。） に掲載（更新）

※公表時間の取扱い

〔市町→県：8時50分から9時00時までの間に県へ報告。〕

〔県選管：9時00分現在を9時10分までに公表。以後60分間隔。19時のみ30分現在も公表。〕

ウ 推定投票率の算定方法

(ア) 期日前投票の扱い

期日前投票者数については、9時の公表時点から当該速報投票区の数に加えられています（以降の報告時も同様。）。

(イ) 在外投票及び不在者投票の取扱い

在外投票者数及び不在者投票者数については、この算定から除外されています。

(ウ) 県全体の推定投票率については、次の算式に基づいて百分率（%）により算出するものとし、少数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで算定するものとします。

$$\frac{\left[\begin{array}{c} \text{県の男の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{男の推定投票率} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{県の女の当} \\ \text{日有権者数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{全速報投票区の} \\ \text{女の推定投票率} \end{array} \right]}{\text{(県の当日有権者数)}}$$

(2) 確定投票率

区分	時間	方法
小選挙区	20時30分 から30分おき 及び最終確定時	1) 県計集計票（紙媒体）を県政記者室に提供(17部) 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載（更新）
比例代表	最終確定時 (中央選管報告後)	4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信（htm形式）
国民審査	最終確定時 (中央選管報告後)	

※「20時30分から30分おき」の取扱い
 [市町→県：確定後随時に県へ報告。]
 [県選管：20時30分現在を20時40分までに公表。以後30分間隔。]

2 開票状況の公表

(1) 小選挙区

区分	時間	方法
町村別開票速報《個票》 (確定報)	着信の都度	1) 個票（紙媒体）を着信の都度県政記者室に提供(17部) 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信
市部開票速報《個票》		
(中間報)	21時30分 から30分おき	1) 個票（紙媒体）を着信の都度県政記者室に提供(17部) 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信
(確定報)	着信の都度	1) 個票（紙媒体）を着信の都度県政記者室に提供(17部) 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信
時間別開票速報 《県計集計表》	21時30分 から30分おき 及び最終確定時	1) 県計集計票（紙媒体）を県政記者室に提供(17部) 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載（更新） 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信（htm形式）
惜敗率、法定得票数及び 供託金の没収点	開票結果 最終確定時	時間別開票速報に同じ ※最終確定時の県計集計表に記載。

※「21時30分から30分おき」の取扱い
 [市→県：21時20分から21時30分までの間に県へ報告。以後30分間隔。]
 [県選管：21時30分現在を21時40分までに公表。以後30分間隔。]

(2) 比例代表

区分	時間	方法
市町村別開票速報 (確定報)	着信の都度	1) 個票（紙媒体）を着信の都度県政記者室に提供(17部) 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信
時間別開票速報 《県計集計表》	23時から 1時間おき 及び最終確定時 (中央選管報告後)	1) 県計集計票（紙媒体）を県政記者室に提供(17部) 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載（更新） 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信（htm形式）

※「23時から1時間おき」の取扱い
 [市町村→県：確定後随時に県へ報告。]
 [県選管：23時00分現在を23時10分までに公表。以後60分間隔。]

(3) 国民審査

区分	時間	方法
開票結果速報 《県計集計表》	最終確定時 (中央選管報告後)	1) 県計集計票（紙媒体）を県政記者室に提供(17部) 2) BizFAX（県政記者室）等によりファクシミリ送信 3) HPに掲載（更新） 4) <希望する報道機関のみ> 県計集計票をメール送信（htm形式）

3 その他

市町村における投票状況及び開票状況の公表については、県選挙管理委員会に報告後は各市町村選挙管理委員会において柔軟に対応するものとする。

(3) 投票・開票当日事務分担・事務処理要領

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査 投・開票当日事務分担及び事務処理要領

委員長 大口 久志
委員長職務代理者 藤村 実千子
委員 金田 和寿
委員 山根 勝

1 組織及び分担

係名・人数	分 担 事 務	担 当 者
総 指 揮 (1)	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	島田事務局長
総 務 係 (兼3)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	小寺次長、安養寺、田中
発 表 係 (5+兼1)	県政記者室における投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	記者室 島田事務局長 印刷配布・FAX送信担当 渡邊参事、安養寺、北村、 小谷(交流)、田村(中山間)
指 導 係 (4+兼1)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。 併せて、メール及びオンラインにより国への報告を行う。	宮本次長、進藤係長、日下部(税務) 中央選管端末担当 橋本、日下部(税務)
推定投票率係 (2+兼6)	速報投票区(9投票所)から投票速報を受信(計13回)し、県内の投票率を推定する事務を処理する。 推定投票率のHPへの掲示を行う。	総括 宮本次長 電話担当 日下部(税務)、 懸樋(県民参画)、 西小路(WMG) 集計・FAX送信担当 嶋本、滝本 HP担当 福永、橋本 中央選管端末担当 橋本、福永
受 信 係 (3)	市町村から速報される投票及び開票の受信に関する事務を処理する。	小選挙区 田栗 比例代表 竹内 国民審査 梅村(弥生王国)
電 算 係 (9+兼1)	投票速報及び開票速報の集計に関する事務(入力・出力・帳票確認)、HP及び電子メールによる投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。 (入力担当) 投開票速報をPC入力し、入力内容を確認すること (出力・確認担当) 速報帳票を印刷して、入力結果及び出力結果を確認すること (メール送信・HP担当) 速報データを電子メール送信するとともにHPに掲示すること	入力担当 小選挙区 山本、福永 比例代表 島谷、原島(文政) 国民審査 田中、長谷川(交通) 出力・確認担当 清水、滝本 メール送信・HP担当 (メール) 日下部(税務) (HP) 矢田部(情報)
調 整 係 (2)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行うとともに、無効投票速報の受信状況を確認し、市町村との連絡調整を行う。	小寺次長、嶋本

昼9名、夜24名、うち昼夜通し7名。延べ26名。

2 各係の事務処理要領 略

(4) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票・開票状況公表時刻一覧表
 第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査
 投・開票状況公表時刻一覧表

区分	公表項目	公表方法	公表時刻		
小選挙区	推定投票率 投票速報 《抽出投票区 集計表》	資料提供 BizFAX ほかファクシミリ ホームページ	9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00	15:00 16:00 17:00 18:00 19:00 19:30 20:00	
	時間別 投票速報 《県集計表》	[国内+在外]、[国内]、[在外]の3帳票 資料提供 BizFAX ほかファクシミリ メール ホームページ	20:30 21:00 21:30 (30分おき) ~最終確定時		
	市町村別 開票速報 《個票》 ※市町村独自 様式もあり	候補者別得票数 有効投票数 無効投票数 投票総数 持ち帰りその他 投票者総数 〔市部中間報は、開票率、候補者別得票数、得票数合計のみで、21:30から30分おきに最終確定まで〕	資料提供 BizFAX ほかファクシミリ	市町村から速報が入り次第、公表	
	時間別 開票速報 《県集計表》	[得票状況]、[開票結果]の2帳票 候補者別得票数 有効投票数 無効投票数 投票総数 持ち帰りその他 投票者総数 無効投票率 開票率 〔市部中間報は、開票率、候補者別得票数、得票数合計のみ〕	資料提供 BizFAX ほかファクシミリ メール ホームページ	21:30 22:00 22:30 23:00 23:30 (30分おき) ~選挙区確定時、 最終確定時	

区分	公表項目	公表方法	公表時刻	
比例代表	投票速報 《県集計表》	[国内+在外]、[国内]、[在外]の3帳票 資料提供 BizFAX ほかファクシミリ メール ホームページ	最終確定時 (中央選管報告後)	
	市町村別 開票速報 《個票》 ※市町村独自 様式もあり	政党等別得票数 有効投票数 無効投票数 投票総数 持ち帰りその他 投票者総数 資料提供 BizFAX ほかファクシミリ	市町村から速報が入り次第、公表	
	時間別 開票速報 《県集計表》	[得票状況]、[開票結果]の2帳票 政党等別得票数 有効投票数 無効投票数 投票総数 持ち帰りその他 投票者総数 無効投票率 開票率 資料提供 BizFAX ほかファクシミリ メール ホームページ	23:00 24:00 1:00 (1時間おき) ~最終確定時 (中央選管報告後)	

区分	公表項目	公表方法	公表時刻	
国民審査	投票速報 《県集計表》	資料提供 BizFAX ほかファクシミリ メール ホームページ	最終確定時 (中央選管報告後)	
	開票速報 《県集計表》	資料提供 BizFAX ほかファクシミリ メール ホームページ	最終確定時 (中央選管報告後)	

(5)開票予定場所・時刻表

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査

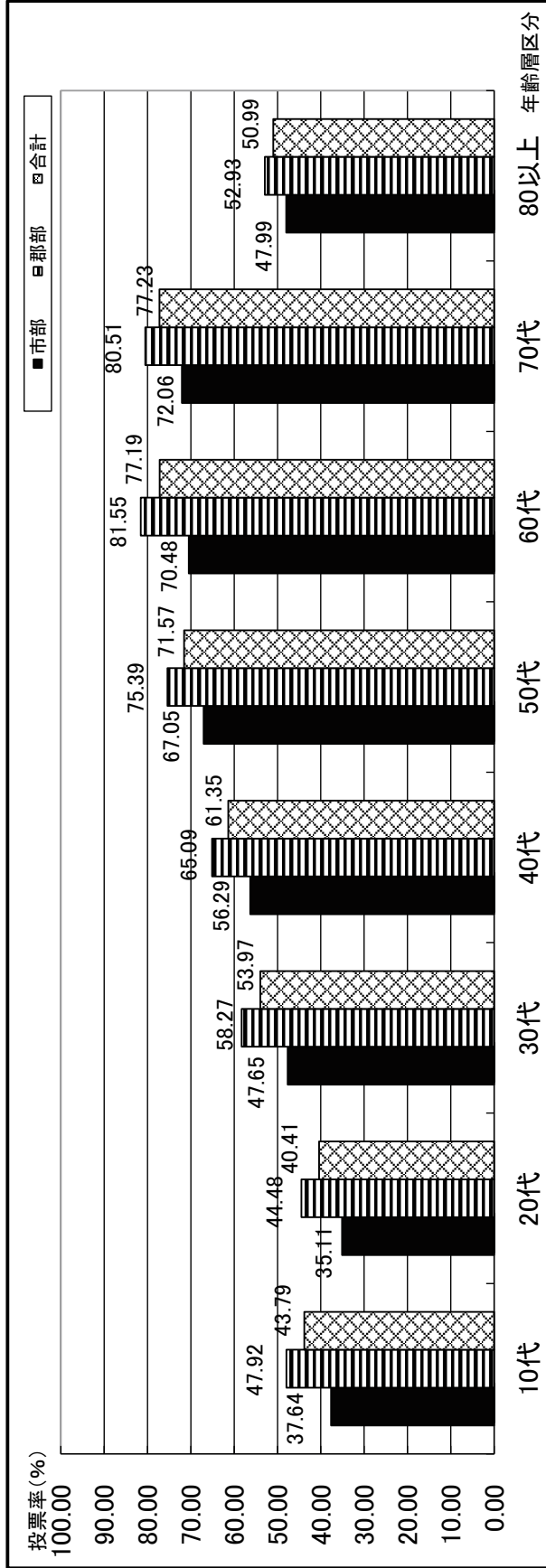
開票予定場所及び予定時刻表

団体名	開票の場所	小選挙区			比例代表			国民審査			
		投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻	投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻	投票速報 予定時刻	開票開始 予定時刻	開票速報 予定時刻	
都市	鳥取市	鳥取県立産業体育館	21:30	21:00	23:30	21:30	21:00	0:30	21:30	21:00	1:00
	米子市	米子市民体育館	21:15	21:00	23:00	21:15	21:00	0:30	21:15	21:00	1:00
	倉吉市	倉吉市営体育センター	21:10	21:00	23:30	21:10	21:00	0:30	21:10	21:00	1:00
	境港市	さかい幸朋苑 (ナマステホール)	20:40	21:00	22:45	20:40	21:00	23:30	20:40	21:00	1:00
岩美郡	岩美町	岩美町中央公民館	20:00	20:00	21:00	20:00	20:00	22:00	20:00	20:00	23:00
八頭郡	若桜町	若桜町立第1町民体育館	20:40	20:50	22:00	20:40	20:50	22:50	20:40	20:50	23:55
	智頭町	智頭町総合センター (大集会室)	20:00	20:00	21:30	20:00	20:00	22:15	20:00	20:00	22:55
	八頭町	八東体育文化センター (遠見山アリーナ)	20:50	21:00	22:30	20:50	21:00	23:00	20:50	21:00	0:00
東伯郡	三朝町	三朝町総合文化ホール	20:50	21:00	21:50	20:50	21:00	22:40	20:50	21:00	23:00
	湯梨浜町	湯梨浜町立羽合小学校 (ふれあいホール)	21:00	21:00	22:30	21:00	22:00	23:30	21:00	23:00	0:30
	琴浦町	琴浦町役場分庁舎 (多目的ホール)	19:45	20:00	21:00	19:45	20:00	22:30	19:45	20:00	23:00
	北栄町	北栄町北条農村環境改善 センター(大研修室)	20:55	21:00	22:40	20:55	21:00	23:30	20:55	21:00	23:10
西伯郡	日吉津村	日吉津村立農業者トレー ニングセンター(アリーナ)	20:10	20:15	21:15	20:10	20:15	22:15	20:10	20:15	23:15
	大山町	大山町保健福祉センターなわ	20:15	20:15	21:10	20:15	21:15	22:10	20:15	22:15	23:10
	南部町	プラザ西伯 (大会議室)	20:10	21:00	22:00	20:10	21:00	22:30	20:10	21:00	23:00
	伯耆町	伯耆町農村環境改善センター (多目的ホール)	20:30	21:00	23:00	20:30	21:30	23:00	20:30	22:00	23:00
日野郡	日南町	日南町役場 (交流ホール)	20:10	20:15	21:30	20:10	20:15	22:30	20:10	20:15	23:30
	日野町	日野町山村開発センター (大集会室)	19:45	20:00	21:00	19:45	20:50	21:50	19:45	21:40	22:40
	江府町	江府町役場 (2階多目的室)	20:00	20:00	20:45	20:00	20:00	21:30	20:00	20:00	22:15

5 参考資料
 (1) 年齢別投票率

第49回衆議院議員総選挙年齢別投票率(令和3年10月31日執行)(小選挙区 全市町村抽出調査)

抽出投票区数 19 有権者数 (計) 23,229
 最高 70~74歳 79.11 %
 最低 20~24歳 40.79 %
 男 10,943 (男) 77.84 %
 女 12,286 (女) 28.81 %



年齢	市			町村			合計 A			前回(29.10.22)選挙 B			比較(A-B)	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
18~19	31.11	44.32	37.64	44.78	51.15	47.92	39.29	48.40	43.79	40.58	39.92	40.27	-1.29	8.48
20~24	27.94	31.20	29.52	29.53	48.32	38.93	28.81	40.79	34.73	29.36	34.50	31.94	-0.56	6.29
25~29	39.74	43.52	41.47	45.15	55.48	50.17	42.80	50.63	46.51	40.55	46.04	43.26	2.25	4.59
30~34	46.22	47.56	46.88	53.49	56.10	54.80	50.42	52.54	51.48	45.48	51.41	48.37	4.94	1.14
35~39	44.83	51.58	48.35	61.94	60.15	61.08	55.60	56.60	56.10	49.19	54.23	51.61	6.41	2.38
40~44	52.42	55.62	53.99	62.42	67.71	64.86	58.23	62.28	60.15	56.25	61.19	58.74	1.98	1.09
45~49	55.90	60.78	58.43	63.50	67.12	65.28	60.43	64.40	62.43	57.52	63.00	60.21	2.91	1.40
50~54	61.56	64.15	62.85	66.97	76.19	71.46	64.50	70.54	67.48	67.48	71.11	69.34	-2.99	-0.57
55~59	71.23	71.51	71.37	77.91	80.48	79.27	74.81	76.51	75.69	71.51	73.47	72.49	3.30	3.04
60~64	71.11	68.30	69.72	81.09	82.63	81.88	76.90	76.83	76.86	75.44	77.86	76.62	1.46	-1.03
65~69	69.29	73.08	71.20	80.44	82.13	81.29	76.25	78.68	77.47	76.08	77.25	76.69	0.17	1.43
70~74	72.51	72.02	72.25	80.78	83.46	82.15	77.84	79.11	78.50	76.67	77.68	77.22	1.16	1.43
75~79	75.00	69.45	71.81	76.46	78.78	77.74	75.86	74.78	75.25	73.64	72.22	72.83	2.22	2.56
80~	54.61	44.70	47.99	62.13	48.42	52.93	59.17	46.97	50.99	58.72	44.05	48.80	0.45	2.92
合計	58.49	58.46	58.47	67.12	67.73	67.44	63.59	63.90	63.76	61.35	61.50	61.43	2.25	2.40
実際の投票率	55.36	55.47	55.42	66.19	65.68	65.92	58.19	58.14	58.16	56.57	56.30	56.43	1.62	1.83

(2) 総務大臣表彰被表彰者一覧

伯耆町選挙管理委員会委員長 金田政雄
 鳥取市選挙管理委員会委員長 岡田浩四郎
 三朝町明るい選挙推進協議会
 境港市明るい選挙推進協議会

(3) 衆議院総選挙立候補者等一覧(鳥取県 第1回～第49回)

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
1	明 23. 7. 1	1	岡崎平内 木下荘平 福井孝治ほか	545 494 68	大成 自	当 次
		2	山瀬幸人 中井静雄 若原観瑞ほか	734 526 352	保守 〃	当 次
			3	松南宏雅 門脇重雄 入沢格治ほか	801 496 47	大成
2	25. 2. 15	1	木下荘平 君村邦男 福井孝治 奥田義人ほか	670 305 45 10	独 自	当 次
		2	若原観瑞 山瀬幸人 岩本鹿蔵	918 640 15	独 自	当 次
			3	渡部芳蔵 門脇重雄 森田幹ほか	1,092 134 48	独 自
3	27. 3. 1	1	石谷薫九郎 木下荘平 山本喜代蔵	599 445 10	国	当 次
		2	田江弥三郎 若原観瑞 西谷金蔵 佐々木辰蔵ほか	1,199 68 68 148	国 自	当 次
			3	渡部芳蔵 門脇重雄 入沢格治ほか	747 693 20	政 自

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
4	27.9.1	1	石谷薫九郎 河口清馬 岡島正潔ほか	484 480 40	自	当次
		2	田江弥三郎 西谷金蔵 若原観瑞 山本春蔵ほか	478 412 242 12	大手 自 保守	当次
			3	門脇重雄 渡部芳蔵 入沢格治ほか	958 190 57	自 国
5	31.3.15	1	石谷伝四郎 石谷薫九郎 その他	966 57 25	国	当次
		2	西谷金蔵 若原観瑞 その他	917 283 50	自 進	当次
			3	野坂茂三郎 入沢格治 門脇重雄 その他	1,133 97 36 45	准自 自
6	31.8.10	1	石谷伝四郎 石谷薫九郎	674 554	憲	当次
		2	西谷金蔵 その他	1,083 55	憲	当次
			3	門脇重雄 福留清四郎 その他	838 637 24	憲
7	35.8.10	鳥取市	平井致道 木下義之 石亀賢治郎 その他	90 88 65 5	政友	当次
		郡部	西谷金蔵 田江泰造 長谷川芝之助 石谷伝四郎 門脇重雄 桑田常蔵 その他	2,135 1,797 1,788 1,754 455 96 47	政友 帝 帝 政友 〃	当 当 当 当 次
8	36.3.1	鳥取市	奥田義人 福井孝治 その他	135 63 27		当次
		郡部	石谷伝四郎 西谷金蔵 稲田藤治郎 田江泰造 頭本元貞 その他	2,338 2,315 1,812 534 221 245	帝 政友 〃 帝	当 当 当 当 次

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
9	37. 3. 1	鳥取市	奥田義人 その他	159 3	無名	当
		郡部	石谷伝四郎 国谷享 福留清四郎 西谷金蔵 その他	1,847 1,410 1,243 989 205	帝 帝	当 当 当 当 次
10	41. 5. 15	鳥取市	木下義之 岸本辰雄 その他	356 216 4	政	当 次
		郡部	西谷金蔵 奥田柳蔵 福留清四郎 その他	4,344 3,345 3,139 575	政 大 〃	当 当 当 当
11	45. 5. 15	鳥取市	浜本義顕 白田久内 福井孝治 山瀬幸人 その他	292 201 84 64 2		当 次
		郡部	法橋善作 西谷金蔵 奥田柳蔵 長谷部天夫 その他	3,530 3,277 2,981 1,332 57	政 中 〃	当 当 当 当 次
12	大 正 4. 3. 25	鳥取市	白田久内 浜本義顕 その他	454 247 7	同 政	当 次
		郡部	奥田柳蔵 西谷金蔵 本田親清 大谷誠夫 法橋善作 その他	2,563 2,428 2,188 2,065 2,040 23	同 政 同 政	当 当 当 当 次
13	6. 4. 20	鳥取市	白田久内 君野順三 林秀蔵 安住伊三郎 その他	193 164 148 90 2	憲 政	当 次
		郡部	頭本元貞 奥田亀造 奥田柳蔵 大谷誠夫 その他	2,844 2,816 2,554 2,285 21	政 憲 〃	当 当 当 当 次

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
14	9. 5. 10	1	山本藤助	818	憲政	当次
			由谷義治	367		
			その他	8		
			2	下田勘次		
奥田亀蔵	2,484					
その他	9					
3	山口嘉蔵	田江泰造	4,671	政友 憲政	当次	
			その他			29
4	清瀬規矩雄	村上先	6,128	政友	当次	
			角賢市			1,268
			その他			610
			その他			74
15	13. 5. 10	1	由谷義治	1,097	憲政 政本	当次
			岩田衛	508		
			その他	1		
			2	谷口源十郎		
石谷源十郎	1,223					
その他	26					
3	山榊儀重	豊田収	4,319	憲政 政本	当次	
			その他			24
4	三好栄次郎	清瀬規矩雄	4,595	政友 政本	当次	
			山上昶			3,080
			その他			1,802
			その他			10
16	昭和 3. 2. 20	1	豊田収	19,625	政友	当 当 当 当 当 当 当 当 当 当
			矢野晋也	18,052	〃	
			三好栄次郎	16,435	民政	
			谷口源十郎	15,843	〃	
			山榊儀重	14,873	〃	
			村上吉蔵	4,355	労農	
			稲田直道	2,671	日労	
			寺崎勝治	405	中立	
			藤田幸太郎	45	〃	
			17	5. 2. 20	1	
由谷義治	20,131	〃				
三好栄次郎	19,984	〃				
豊田収	16,503	政友				
矢野晋也	15,554	〃				
森脇舛	1,341	日大				
庄司彦男	367	中立				

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
18	7. 2. 20	1	豊田収	24, 189	政友	当
			矢野晋也	22, 739	〃	当
			由谷義治	15, 447	中立	当
			山柝儀重	15, 388	民政	当
			三好栄次郎	15, 128	〃	次
19	11. 2. 20	1	三好栄次郎	19, 922	民政	当
			山柝儀重	18, 719	〃	当
			豊田収	16, 738	昭和	当
			由谷義治	14, 233	国同	当
			稲田直道	10, 033	政友	当
			矢野晋也	9, 837	〃	次
20	12. 4. 30	1	稲田直道	18, 577	政友	当
			山柝儀重	16, 447	民政	当
			三好栄次郎	15, 640	政友	当
			豊田収	15, 543	昭和	当
			由谷義治	12, 092	東方	当
			山上昶	4, 467	中立	次
			湯原彦三	3, 090	鳥取無産	
			梅林明	1, 080	中立	
21	17. 4. 30	1	三好英之	19, 439	翼協推	当
			坂口平兵衛	16, 432	〃	当
			豊田収	16, 088	〃	当
			由谷義治	15, 786	〃	当
			稲田直道	13, 544	無所属	次
			庄司彦男	1, 812	〃	
			湯原彦三	931	〃	
			大谷直定	726	〃	
22	21. 4. 10	1	稲田直道	39, 634	自由	当
			佐伯忠義	35, 011	進歩	当
			赤沢正道	34, 562	無	当
			田中たつ	30, 134	〃	当
			木島公之	28, 391	進歩	当
			足鹿覚	26, 872	諸	次
			山柝儀保	23, 870	進歩	
			庄司彦男	23, 569	社会	
			梶川静雄	20, 807	諸	
			門田定蔵	19, 475	〃	
			門脇勝太郎	18, 014	自由	
			中田義正	16, 796	諸	
			田中嘉作	15, 515	無	
			藤井豊吉	15, 211	社会	
			高本毅	11, 298	自由	
			手島雄二	11, 248	〃	
			安達幸雄	9, 100	無	
			坂本俊一郎	8, 936	共産	
河毛市治	6, 553	〃				
竹本節	6, 058	無				
林芳春	2, 436	諸				
合田繁一	1, 957	無				
松本静夫	1, 785	〃				

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
23	22. 4. 25	1	稲田直道	37,540	自由	当 当 当 当 当 次
			庄司彦男	35,704	社会	
			堀江実蔵	31,946	諸	
			梶川静雄	30,325	社会	
			門脇勝太郎	29,036	自由	
			松田昌造	22,432	諸	
			田中たつ	13,596	国民	
			米原昶	11,751	共産	
			藤井豊吉	6,314	社会	
			池上五郎	3,585	諸	
			湯原彦三	2,316	〃	
24	24. 1. 23	1	米原昶	43,654	共産	当 当 当 当 当 次
			稲田直道	39,805	民自	
			門脇勝太郎	39,244	〃	
			足鹿覚	35,779	社会	
			堀江実蔵	28,792	労農	
			手島雄二	26,501	民自	
			庄司彦男	18,094	社会	
			梶川静雄	17,300	〃	
			後藤礼子	3,563	諸	
			内田幸人	1,977	民主	
			池上五郎	1,745	社革	
25	27. 10. 1	1	足鹿覚	43,369	社会	当 当 当 当 当 次
			徳安実蔵	43,278	自由	
			中田政美	41,223	〃	
			古井喜実	39,817	改進	
			三好英之	32,468	日本再建連盟	
			赤沢正道	29,544	無	
			門脇勝太郎	28,446	自由	
			稲田直道	12,552	〃	
			手島雄二	11,398	〃	
			米原昶	7,920	共産	
			幡新守也	3,741	無	
26	28. 4. 19	1	足鹿覚	48,276	社会	当 当 当 当 当 次
			赤沢正道	45,227	改進	
			徳安実蔵	42,604	自由	
			古井喜実	42,517	改進	
			中田政美	41,399	自由	
			門脇勝太郎	30,316	〃	
			盛本勘治	19,864	社会	
			米原昶	6,664	共産	
			幡新守也	5,597	諸	
			27	30. 2. 27	1	
足鹿覚	59,564	社会				
赤沢正道	54,128	民主				
徳安実蔵	49,545	自由				
中西利理	33,481	社会				
幡新守也	14,483	無				
米原昶	12,197	共産				

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
28	33. 5. 22	1	徳安実蔵	56,529	自民	当 当 当 当 当 次
			赤沢正道	56,452	〃	
			古井喜実	54,132	〃	
			足鹿覚	45,999	社会	
			中西利理	41,216	〃	
			門脇勝太郎	18,832	無	
			幡新守也	9,132	〃	
			稲田直道	5,936	〃	
			河毛市治	4,634	共産	
			梅林明	3,113	無	
29	35. 11. 20	1	足鹿覚	75,927	社会	当 当 当 当 次
			古井喜実	66,989	自民	
			徳安実蔵	61,551	〃	
			赤沢正道	55,699	〃	
			中西利理	23,564	民社	
			河毛市治	6,928	共産	
30	38. 11. 21	1	徳安実蔵	60,804	自民	当 当 当 当 次
			古井喜実	60,277	〃	
			赤沢正道	57,897	〃	
			足鹿覚	57,380	社会	
			武部文	50,937	〃	
			石尾実	6,737	共産	
31	42. 1. 29	1	武部文	64,002	社会	当 当 当 当 次
			古井喜実	59,180	自民	
			徳安実蔵	56,422	〃	
			赤沢正道	54,385	〃	
			足鹿覚	54,262	社会	
			竹内利友	6,424	共産	
32	44. 12. 27	1	赤沢正道	65,582	自民	当 当 当 当 次
			徳安実蔵	64,638	〃	
			古井喜実	45,635	〃	
			武部文	43,798	社会	
			川上智正	41,285	公明	
			中田吉雄	32,295	社会	
			秋久勲	19,351	無	
			石尾実	7,296	共産	
33	47. 12. 10	1	徳安実蔵	61,431	自民	当 当 当 当 次
			赤沢正道	55,584	〃	
			島田安夫	55,373	無	
			野坂浩賢	53,192	社会	
			武部文	49,106	〃	
			古井喜実	47,511	自民	
			田中大蔵	15,153	共産	

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
34	51. 12. 5	1	古井喜実 相沢英之 武部文 野坂浩賢 徳安実蔵 島田安夫 山崎建治 田中大蔵 古賀信三	59,328 58,128 53,990 49,594 46,571 42,089 40,898 11,980 4,290	自民 〃 社会 〃 自民 〃 公明 共産 無	当 当 当 当 当 次
35	54. 10. 7	1	相沢英之 古井喜実 野坂浩賢 武部文 徳安実蔵 島田安夫 伊谷周一 田中幸弘	64,080 60,753 60,705 57,575 53,978 47,759 12,830 1,539	自民 〃 社会 〃 自民 〃 共産 無	当 当 当 当 当 次
36	55. 6. 22	1	相沢英之 野坂浩賢 武部文 古井喜実 島田安夫 常田享詳 伊谷周一	71,217 63,847 63,735 63,701 59,164 23,495 12,683	自民 社会 〃 自民 〃 無 共産	当 当 当 当 当 次
37	58. 12. 18	1	島田安夫 武部文 平林鴻三 相沢英之 野坂浩賢 保田睦美 打田重徳	80,046 67,603 67,054 66,121 61,752 8,935 2,081	自民 社会 自民 〃 社会 共産 無	当 当 当 当 当 次
38	61. 7. 6	1	平林鴻三 相沢英之 野坂浩賢 石破茂 熊谷信孝 武部文 島田充 保田睦美	71,015 69,933 66,067 56,534 51,632 46,917 11,307 8,097	自民 〃 社会 自民 公明 社会 無 共産	当 当 当 当 当 次
39	平成 2. 2. 18	1	石破茂 野坂浩賢 武部文 相沢英之 平林鴻三 岩永尚之 中西豊明 打田重徳	82,169 75,439 75,112 71,354 66,345 8,332 1,829 900	自民 社会 〃 自民 〃 共産 無 〃	当 当 当 当 当 次

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
40	5. 7. 18	1	石破茂	137,025	自民	当
			平林鴻三	69,508	〃	当
			野坂浩賢	59,497	社会	当
			相沢英之	48,793	自民	当
			佐々木康子	24,579	共産	次
41	8. 10. 20	1	石破茂	94,147	(無所属)	当
			知久馬二三子	28,496	社民	次
			岩永尚之	14,845	共産	
			山田篤	13,221	新社	
		2	相沢英之	69,256	自民	当
			山内功	64,199	新進	次
			長尾達也	15,665	共産	
42	12. 6. 25	1	石破茂	91,163	自民	当
			田村耕太郎	62,811	(無所属)	次
			知久馬二三子	22,425	社民	
			岩永尚之	9,406	共産	
		2	相沢英之	80,843	自民	当
			山内功	67,939	民主	次
			水津岩男	12,153	共産	
43	15. 11. 9	1	石破茂	114,283	自民	当
			田中清一	31,236	社民	次
			水津岩男	14,092	共産	
			川上義博	52,466	(無所属)	当
		2	山内功	50,989	民主	次
			相沢英之	45,900	自民	
			大谷輝子	9,266	共産	
44	17. 9. 11	1	石破茂	106,805	自民	当
			早川周作	48,092	民主	次
			田中清一	14,271	社民	
			塚田成幸	11,105	共産	
		2	赤澤亮正	64,132	自民	当
			川上義博	58,909	(無所属)	次
			山内功	41,533	民主	
			鷺見節夫	6,711	共産	
45	21. 8. 30	1	石破茂	118,121	自民	当
			奥田保明	63,383	民主	次
			岩永尚之	7,336	共産	
			細川幸宏	1,757	(諸派)	
		2	赤澤亮正	84,659	自民	当
			湯原俊二	84,033	民主	次
			甲谷英生	2,082	(諸派)	
46	24. 12. 16	1	石破茂	124,746	自民	当
			塚田成幸	17,550	共産	次
			井上洋	5,325	(無所属)	
			赤澤亮正	87,395	自民	当
		2	湯原俊二	45,728	民主	次
			福住英行	10,584	共産	

回数	選挙期日	選挙区	候補者氏名	得票数	党派	当落
47	26. 12. 14	1	石破茂 塚田成幸	93, 105 22, 888	自民 共産	当 次
		2	赤澤亮正 湯原俊二 福住英行	76, 579 49, 297 10, 270	自民 民主 共産	当 次
48	29. 10. 22	1	石破茂 塚田成幸	106, 425 20, 829	自民 共産	当 次
		2	赤澤亮正 湯原俊二 福住英行	72, 827 53, 312 10, 271	自民 希望 共産	当 次
49	令和 3. 10. 31	1	石破茂 岡田正和	105, 441 19, 985	自民 共産	当 次
		2	赤澤亮正 湯原俊二	75, 005 63, 947	自民 立憲民主	当 次